
令和2年第4回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

令和2年12月10日(木)

1. 議事日程第4号

令和2年12月10日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1 番	横山 弘 康	2 番	衛藤 和 敏
3 番	河島 公 司	4 番	細井 良 則
5 番	松下 善 法	6 番	小幡 幸 範
7 番	松本 真由美	8 番	大野 元 秀
9 番	宿利 忠 明	10番	河野 博 文
11番	秦 時 雄	12番	高田 修 治
13番	藤本 勝 美	14番	石井 龍 文

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	村木 賢 二	議事庶務班主幹	秦 久里子
-------	--------	---------	-------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿利 政 和	副 町 長	秋吉 一 徳
教 育 長	梶原 敏 明	総 務 課 長	石井 信 彦
政策法務課長	繁田 良 一	企画商工観光課長	衛藤 正 生
基地・防災対策課長	清原 洋 一	税 務 課 長	衛藤 善 生

福祉保健課長	西村正明	子育て健康支援課長	横山芳嗣
住民課長	穴井陸明	建設水道課長	長柄義正
農林課長兼 農業委員会 事務局長	藤原八栄	人権確立・ 部落差別解消 推進課長	瀧石裕一
会計管理者兼 会計課長	時枝弘法	教育政策課長兼 学校給食センター所長	長尾孝宏
教育政策課 指導企画監	佐藤貴司	社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長	秋好英信
わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	吉野弥也子	監査委員 事務局長	和田育男
総務課長補佐兼 行政班主幹	神田裕一		

午前10時00分開議

○議長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内は飛沫防止シールド設置場所以外はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、備付けの消毒液で手の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（石井龍文君） 日程第1、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。会議の進行に御協力をお願いします。

最初の質問者は、2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） おはようございます。議席番号2番、幸福実現党、衛藤和敏です。

令和2年度も残すところ21日となりました。今年を振り返りますと、年初よりコロナウイルス感染症拡大による社会活動や経済活動の混乱、7月には豪雨による甚大な被害、稲作ではトビイロウンカの大発生と、波瀾に満ちた一年となりました。町民の皆様の影響は大変大きいものと心配されます。被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、それらの対策に全力で対応していただいた町長はじめ職員の皆様に感謝いたします。

それでは、議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式にて質問させていただきます。

最初に、森林環境についての質問をいたします。

森林については、産業面や環境面と幅広い課題がありますが、3年前の北部九州豪雨や今年の7月豪雨により、生々しい山の崩落現場を見るに当たり、今回は環境面や災害面に絞った質問とさせていただきます。

玖珠町の森林面積は2万42ヘクタールで、総面積の70%を占め、人工林率は55%と玖珠町森林整備計画書には記載されております。玖珠町は戦後から造成された人工林が多く、林業は重要な産業です。しかし、木材の低迷、価格の低迷、コスト高、人手不足などから、手が入らない山林や皆伐され崩落した山など多く見受けられます。

林業は産業面と防災面で極めて重要ですが、これから先、玖珠町の森林環境事業をどう展開するか、ビジョンがありましたらお聞かせください。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） おはようございます。それでは、お答えをいたします。

町としての森林環境事業のビジョンについてでございますが、一言で言えば、森林が有する多面的機能を持続的に発揮できる森林づくりを進めることだと考えております。

先ほど議員も言われましたけれども、町の約7割の面積を有する森林地域は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給などの多面的機能を発揮させ、生活面や経済面で効果を引き出すなど重要な役割がございます。

しかしながら、木材価格の低迷や森林作業員の高齢化、小規模森林所有者の後継者不在などにより、森林経営の意欲が著しく欠落しており、所有森林の境界不明や共有者不明確などと併せて、未整備林が急増するなど、適切な森林管理に至っていない状況でございます。

このため、国・県は森林の有する多面的機能を発揮できていない森林に対しまして、適切な保育、間伐の推進、育成林施業、天然育林施業等を計画的に実施しまして、また、多様な木材需要に対応するため、複層林施業や長伐期施業等の推進を図ることとして、町に森林環境譲与税などを財源に適切な施業管理が求められておりますので、森林法の規定に基づきます玖珠町森林整備計画を機軸としな

がら、森林組合などの関係団体と連携を図りながら今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 玖珠町には、玖珠町森林整備計画書というものがありますが、これは内容を拝見すると非常に全て網羅されていると思います。ただ、これはマニュアル的に使われているように思いますので、やっぱり玖珠町の森林をどうきれいな手の入った山林にするというような大きなビジョンが必要だと思います。

お話にありましたように、森林環境譲与税についてですが、この使い方をどういうふうにするのかということと、先般から森林環境譲与税の交付金の1,600万円のうち580万円を使い森林意向調査を行うとなっておりますが、これはどのような業者で、どの範囲をどのような目的と内容で調査するのか、伺います。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） お答えをいたします。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月に施行され、併せて譲与税の主な使途である森林経営管理法も施行されまして、令和元年9月より市町村に交付をされております。

使い道につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法第34条におきまして、市町村が譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならないというふうに定められております。1つ目としましては、森林の整備に関する施策でございます。2つ目として、森林整備を行うべき人材の育成及び確保。森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他森林整備の促進に関する施策とされております。

また、県が作成しております大分県森林環境譲与税のガイドラインに基づく使途の基本的な考え方からも、事業の優先度は、森林環境税が創設されるに至った経過や世論の関心も考慮すれば、森林が多く分布する大分県では、森林整備への効果が高いものを使途として積極的に位置づけることが適当であるというふうにされております。具体的には、森林所有者の意向調査や境界確定、間伐などの路網整備、あと施業の業務の委託、協議会の設置運営などは、市町村の実行体制の整備を優先順位の高いものとして取り組むことと示されております。

森林作業整備事業の前提には、まずは町内の森林の状況の把握及び意向調査を行い、森林整備を継続して進めることが重要であると判断をしまして、令和元年度に森林経営管理意向調査に伴う事前調査委託業務を実施いたしております。これは、森林法や過去の伐採の施業データを収集しまして、未整備林を抽出して意向調査につなげるための作業を実施したものであります。

また、先ほど議員が言いましたけれども、本年度、国土情報開発株式会社に委託をしまして、現在、森林経営管理意向調査を行っております。この目的と内容でございますけれども、手入れの行き届い

ていない山林、竹林などの未整備林において、自らが森林の経営管理を実行できない場合には、森林経営管理法により、森林所有者に同意の下で、町が立ち木の伐採、販売、造林、保育を実施する経営管理権を設定できることとなっております。そのためには、現在の山林の状況及び今後の森林整備をどのように計画しているのか、所有者の方のお考えを確認するための調査でございます。今年度につきましては、山浦地区が調査対象で、現在、森林所有者への調査票の配付準備作業を行っている段階で、準備ができ次第、調査票を配付する予定としております。

なお、今後も年次計画によりまして、他の地域においても意向調査を進めていく計画としております。したがって、町としては、その意向調査結果を基に経営管理権集積計画の策定を行いまして、経営管理権の設定を行い、林業事業体が整備しやすい環境を整えながら、森林の保全整備に入っていきたいというふうに考えております。

また、7月の豪雨災害で被災した森林作業道の復旧事業費としての活用や、そのほかにも大分県整備振興局、日田市、玖珠町、九重町による西部流域林業活性化センターで、人材育成・担い手確保対策事業や林業の普及啓発事業を森林環境譲与税を利用した取組として、令和3年度の事業化に向けて現在検討を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 森林経営管理法が施行されて、森林管理システムということで、所有者が整備できないものは町が引き受けてやるというようなのが、森林環境譲与税の基本的な使い方と思われますけれども、さっき言われたように災害の復旧とか、少し多様な使い方も検討していただくとありがたいと思います。

その中で、町内の集落のあちこちで民家の裏山の大きな広葉樹や杉、竹とかが屋根に覆うようになって、台風のとときには非常に危険ではないかと感じられるようなところが多くあります。そのようなお宅でお話を聞いたんですが、切ってほしいけれども、地主さんに話しても経費がかかるので理解が得られないとか、地主に連絡が取れないとか、いろんな問題が多いようです。

このような困っている危険箇所や、また町道とか集落内の頻繁に通る道路とかの大型車やバスなどの通行に支障が出るような木とか、そういうような伐採費用にこの譲与税とかが使えないのか伺います。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをいたします。

民家裏の危険な樹木の伐採にまず譲与税を使えないかという御提案でございますけれども、基本的には民法上におきましても個々の責任で対処すべきものでありまして、森林環境譲与税を活用する状況ではございません。また、町道や集落内で頻繁に利用する道路で大型車等の通行に支障が出る木の伐採に譲与税を使えないかという、それも御提案でございますけれども、町道などの公的施設に当たるものは森林環境譲与税を活用することはできません。

しかしながら、先ほども申しましたように、所有者の意向調査の結果を基に策定する経営管理権集積計画の中で、民家裏や林道などの場所で、面的な未整備林として対応する場合は、活用することも可能かというふうに現在のところ考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） できたら、そういう対象になるところは優先的に使っていただきたいと思います。

それでは、次に、我が国は戦後高度成長期に植栽された杉やヒノキが大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えております。それで、国や県では皆伐を推奨し、森林組合などを中心に施業が進められております。

このように林産業は玖珠町にとって重要な産業であります。しかし、集落の上部の山林や河川付近の急斜面など、あまりにも考慮せずに利益を優先にし、無計画な皆伐が進むことは、災害につながるものが非常に心配されます。

また、皆伐は河川に土砂が堆積するという問題もあります。この前の豪雨でも、皆さん見かけるところがあると思いますが、皆伐したところに大崩落が起きたりしておりますが、この皆伐を推進することによって県、国は言っているわけでありましてけれども、その辺を町としてどのようにお考えか伺います。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをいたします。

皆伐は、立ち木の伐採方法の一つでございます。いわゆる全伐というものでございます。森林は、水源の涵養や土砂の流出の防止など重要な役割や機能があり、とりわけ国や県が保全を必要とすると判断した保安林の指定森林は、立ち木の伐採に対しまして限度面積や方法などの制限や再造林の内容など義務が課せられており、国・県へ許可申請や届出の必要がございます。また、保安林以外の普通森林におきましても、県または町へ届出や開発許可申請などが必要となっております。

また、玖珠町森林整備計画においては、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積が20ヘクタールを超えない規模として、適切な伐採区域の形状及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとしております。

また、皆伐の災害の危険については、同じく計画の中で、特に林地の保全、土石流や落石の防止、各種気象災害の防止及び景観等風致の維持、溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合は、おおむね幅20メートル以上の保護樹林帯等を設けることなどとしております。

町としても、皆伐により土砂崩壊等の災害の危険性につながる行為や荒廃、裸地化でございますけれども、未然に対応する必要があるため、伐採後の造林についての計画を提出していただくなど、事

業者や森林所有者への法制度の周知や指導・助言に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 今説明されたようなことが森林整備計画書の中に書かれてあったかと思いますが、地形とか場所とかで、その計画書の規定に当てはまれば安全かということは、また別問題があると思いますので、その辺をよく、やっぱり施業業者の指導というか、していただきたいと思います。

このような皆伐で問題なのは、大型機械による導入の幅が広い作業道を山腹に設けることが大規模な崩落を誘発しているとの危険性を指摘する専門家もあります。現実には、平成29年7月の豪雨では、日田・朝倉地区の山の崩落災害が発生しております。これは、作業道が誘発した場所があるとの調査結果もありますが、このような危険性について認識と、関係者とか協議や研修会、施業の指導体制が万全なのか伺います。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをいたします。

近年、集中豪雨や台風によりまして、大規模な土砂災害などが発生しておりますが、皆伐された山肌は、しっかりとした木の根がない状態となり、保水効果が失われ、伐採のために切り開いた作業道等から土砂の流出や崩壊が見られたとの事例は聞いております。

議員御質問の大型機械による大幅作業道が災害につながる認識はあるかどうかについてでございますが、伐採を行う場所や地形の状況等によるかと考えられますが、災害につながる危険性は国や県も含めまして認識をしているところでございます。また、作業道の開設については、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を前提としており、丈夫で簡易な規格構造の路網を整備する観点等から、林野庁の森林作業道作設指針を基本といたしまして、また県のほうも同様な指針がございますので、それにのっとり開設することとなっております。

また、玖珠町森林整備計画におきましても、伐出作業に必要な森林作業道の開設に当たっては、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画をして、林地崩壊や災害発生をもたらす無秩序な開設をしないこととし、森林作業道の開設計画の安全確保を図ると位置づけております。

このため、まず土砂の崩壊や流出の防止と車両の安全走行を確保するため、事前踏査を十分に行い、適切な幅員、縦断勾配、線形とするとともに、切土、盛土を最小限とするように配慮すること。また森林作業道の開設により発生した土砂等が下方の公道や河川等へ流出するおそれがある場合は、防護柵等を設置するなど防止対策を行うこと。また、高性能林業機械の作業ポイントは、地形等を考慮して、作業や林地残材の処理に必要な広さを確保できる平坦な場所に設置するとともに、路肩の崩壊を防止するため、必要に応じて木材を活用した盛土、のり面の補強に努めること。以上の3点の事項に留意して作業道を開設するよう、引き続き担当課としても指導・助言に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 指導体制を万全に行うようによろしくお願いいたします。

次に、皆伐をして放置しているところをよく見かけますが、災害面や景観面などで問題ですが、どのような見解か伺います。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをします。

森林所有者などが森林の立ち木を伐採する場合については、森林法によりまして、伐採しようとする日の30日前までに伐採及び伐採後の造林計画の届出を行うことが義務づけられております。

玖珠町森林整備計画に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林による更新を図るもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新をすることとしております。

また、伐採後の造林が行われていない場合は、伐採後の造林命令を行うなど、関係機関と連携しながら今後も適切に指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） なかなか所有者が簡単にそういうふうにはできない状況等もあったりすると思いますので、非常に難しいと思いますが、その辺の対応をよろしくお願いいたします。

次の質問は、昔から玖珠町は林業と農業を行う農家が多くいましたが、そのような小さな林業家を育成することが環境譲与税に使えないかという質問ですが、先ほどの最初の答弁の中に人材育成が入っているということなので、それで答えとさせていただきます。

次、担当職員が今、農林課の中で、ちょっとはつきりあれですが、1名だと聞きましたが、先ほどから答弁の中にありますように、森林については非常に難しい問題があります。計画書の中の伐採許可とか現地調査、それぞれ判断する能力などが非常に重要と思いますが、1人の体制でそれが十分なのか。また、森林事業など長期にわたる事業は専門知識などが必要と思われ、十分な指導体制のためにもプロフェッショナルな職員や専門職の雇用も必要ではないかと思いますが、どのようにお考えか伺います。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをします。

現在の職員体制についてでございますけれども、林業関係は農林課の農林土木班が管轄をしております。現在、統括が1名、林業担当が1名、それと有害鳥獣担当が1名、また9月から会計年度任用職員1名の体制でございます。

現在、通常業務のほか、ちょっと御案内のように7月豪雨の早期復旧に向けて今全力で取り組んでいる状況ではございますけれども、今後は、所有者向けの森林意向調査の結果によりましては、森林環境譲与税に関する業務量が増加することが想定をされますので、職員の育成と同時に専門職の雇用

についても必要となりますので、関係課と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） これからの森林事業は非常に重要と思いますので、十分な体制を取っていただくようお願いいたします。

このように、玖珠町の山は非常に玖珠町の誇りであり財産であります。林業を発展させるとともに、災害に強い里山、林業のビジョンを描くことが重要だと思いますので、しっかり計画を練って、数百年後に先人の努力のおかげで玖珠町を美しい山々に囲まれ災害に強い銘木の産地と言われるようなまちにしてほしいと思います。

これで森林についての質問は終わります。

次に、企業誘致についての質問をさせていただきます。

現在、このコロナ禍で、企業は海外から国内回帰に方向転換する機運にあり、政府もサプライチェーン改革などの推進に力を入れています。そのような時期で、企業誘致にはとてもチャンスが来ていると思いますが、まだ工業団地の半分空いたままでございます。現在どのような進捗状況なのか伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） おはようございます。工業団地の誘致の進捗状況についてお答えいたします。

玖珠工業団地は、平成31年4月に西側の工区を新栄合板工業株式会社が操業を開始し、残るは東側工区約10ヘクタールの誘致となっております。玖珠工業団地は、大分県及び大分県土地開発公社との連携により誘致を進めております。現在の基本方針としましては、分譲を予定していないこと、また製造業に限定していることなどにより、広大な用地に対応する企業誘致は簡単に進まないのが現状となっております。

実際には、複数の企業からの問合せ、大分県と連携した企業誘致も行っておりますが、新型コロナ禍において頻繁に協議ができていないことや経済情勢の不安定さなどの理由もあり、本日段階で皆様に報告、公表できる状況はございません。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） この工業団地については、やっぱり県が中心となってということよろしいですか。

分かりました。

次に、工業団地だけじゃない玖珠町に誘致すべき場所はあるわけで、ちょっと3つについて質問させていただきます。

1つ目は、先般、視察に現地調査に行きましたが、カウベルランド跡について、これはもう早期の

利用が求められますが、いまだ放置状態のハム加工設備などがあることから、エリアとかゾーンに分割し公募したらどうかと思いますが、その辺はどのように進められるのか。また、公募しているという話はありませんけれども、もう少し具体的にありましたらお願いします。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

カウベルランドくすについては、設置及び管理に関する条例が定められております。農業や畜産の振興、都市との交流、生産物の販売、研修や野外活動などを行う施設として公募を行う予定としております。現時点では、公園一帯を活用していただきたいということで、分割は考えておりません。

また、本年度中に用地購入を行い、登記まで終了させ、その後、公募を行っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 臨機応変に、全体をとというのはなかなか誘致するのに手を挙げるのに少しハードルが高かったりする場合は、分轄とか、分けてでもという考えもあるんじゃないかと思うので、そういう考えもあるということでもよろしくをお願いします。

次に、メルヘンローズについて伺います。

これまでメルヘンローズについては町から多額の補助を出していたわけで、玖珠町にとっては重要な農業の生産拠点です。今後もこの施設を町の発展のために生かさなければならぬと思います。

買収の話も来ているようですが、もう少し町としてバックアップが必要と思いますが、どのように対応するのか伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

メルヘンローズは民間の借地であることから、うちの企業誘致班としての紹介対象とはしていない状況であります。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） やっぱりここも雇用がもし稼動を始めれば出るわけでありますので、これは企画じゃなくても農林課としてはどうでしょうか。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） 農林課としては、現在もその話の中に、一部情報収集というか、そういった部分で加わっておるところはございますので、引き続き、そういう状況を把握しながら、必要があれば助言なり指導なり、そういった部分はやりたいというふうに、今後、せっかくあれだけの立派な施設がありますので、何とか有効活用できるような状況になるように、農林課としても協力はしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 2 番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） ぜひよろしくお願いいたします。

3 つ目は、旧中学校についても何か誘致ができると思いますが、これについては、北山田中学校は既に進んでおりますが、そのほかの校舎をどのようにするのか伺います。次の質問に関連しますので、続けていきますけれども、八幡の場合だと八幡コミュニティで、ワイプロジェクトとかいうことで住民の方が集まりまして、様々な夢のある意見が出されております。

しかし、現実となると当然ながら資金面とか運営面などで話は進まず、夢を語るということでとどまっている状況です。

これを一歩現実に近いにするには、町が中に入って意見を集約したり、住民との連携を強める必要を感じます。あわせて、町として校舎の利活用をどう進めていくのかと住民との連携をどうするのかということでお考えを伺います。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 議員さんが先ほど言われましたように、中学校跡地については、森中学校旧校舎と北山田中学校グラウンドの跡地の活用が決まって徐々に進んでいる状況であります。また、小学校等についてですが、八幡、古後、日出生につきましては、空き校舎ではあるものの、グラウンドがこれまで小学校、中学校共同使用であったため、現在も小学校が使用していることもあり、慎重な対応を行うように心がけております。

また、問合せのあった企業の事業規模や製造品目等、業務内容に応じて対応を行っているところであります。しかしながら、山浦も含め僻地であり、物流に支障を来す立地でもあることから、なかなか話が進まないのが現状であります。また、地域住民との連携につきましては、先ほど言いましたグラウンドのこともあり、地域住民の意向が固まるまで控えている状況であります。

しかしながら、旧学校校舎や施設等は活用しなければ老朽化が進む一方でありますので、工場誘致とは別に多目的交流施設など地域住民や各地区コミュニティなどの意見も聞きながら、活用方法については協議検討をしていく必要があると思っていますところでもあります。

○議 長（石井龍文君） 2 番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） 時間がたてば、どんどん建物は古くなっていくわけでございます。先日からスピード感を持ってという話も各議員が言われておりますので、対応を早く、努力していただきたいと思います。

また、企業誘致班があると思いますが、これはどのように動いているのか、取組をしているのか伺います。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 企業誘致班の取組についてお答えいたします。

企業誘致活動は、主に地場産業の育成と雇用対策、さらに工業団地や町有地を含む町内全域への企業誘致に関する業務を担当しております。

企業誘致に関しましては、単純に工場用地を確保し、あつせんするだけではなく、企業進出が内定した後の従業員の確保、既存する地場企業との調整、工業用水や道路整備などの環境整備、近隣住民の対応調整など、時には腫れ物に触る緊迫した状況下で、幅広く緊張感を持って対応しているところであります。町の印象や優位性を企業へPRすること、環境アセスを含めて、玖珠町全体がウェルカムですと言える機運醸成など、企業側が理解していただけるかが重要なポイントとなってまいります。今後も工業団地を主体に様々な企業の誘致など積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） 幅広い本当に神経を使った仕事をしているということで、大変だと思いますが、企業へ玖珠町のアピールをするということで、企業は待っていてもなかなか来ないわけですし、企画書とか提案書など作って出向いてでも、その企業に行ってプレゼンをするぐらいの積極性があってもいいと思いますが、そこまでやられているのか、お考えというか、現状を伺います。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 企業へのアプローチにつきましては、玖珠工業団地のパンフレット、電気、水道、都市計画含め工業団地の環境を説明する資料を使用しながら、機会あるごとにアピールは行っているところであります。

基本的に玖珠工業団地は製造業の誘致とされており、製造品目の違いや他の様々な業種が違いますので、その希望に対する町の現状、可能性を随時説明しているところであります。

以前は、無差別的に企業訪問、またダイレクトメールによる意向調査なども行っていましたが、現在は大分県、また大分県の東京事務所、大阪事務所等と連携しながら、製造業企業のリアクションを中心に対応しているところであります。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） 今現在、コロナ対策や災害対策があつて大変なときと思いますが、精いっぱい誘致活動をしていただくようお願いします。

そこで、副町長も就任され、いよいよ町長のトップセールスの本領発揮のときですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） おはようございます。質問にお答えを申し上げます。

町長のトップセールスという言葉、キーワードがございますけれども、やはり最終判断は、それぞれ私と、それから企業側のトップ、幹部の方との最終判断になりますので、そういった意味では、このような職責をいただいております責任は十分感じ、可能な限り、そのような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

臨む姿勢については、先ほど担当課長から細かい部分については申し上げたとおりでございます。

ちなみに、工業団地におきましては数社希望が入っております。ただ、いろんな課題や要望内容等をクリアするには、なかなかハードルもありまして、基本的には大分県が判断をするということでございますが、私どもは、やはり玖珠町にふさわしい企業に進出していただきたいということで、連携しながら、今、環境整備、課題解決に取り組んでいるところでございます。

そのほか、私が就任させていただきまして約3年近くになりますけれども、この間、私なりに取り組んだことを何点か申し上げたいと思っております。

1点目は、先ほどから出ておりますように森中学校跡地に株式会社T&Sさんが進出をいただき、新聞等でも報道されましたITスクールの開校に向け率先して取り組んでまいりました。

それから、林業林産業系としか申し上げられませんが、進出が濃厚でありまして、今、工業団地以外の土地を紹介している段階でございまして、玖珠町にぜひという答えの中で、いい関係を今保っているところでございます。

それから、今回、カウベルランドの用地契約締結に向けた議案を上程しておりますけれども、私としましては、購入に至る姿勢として、一貫として、ここは有効活用したいということで、購入の方向性というのは就任以来ずっと掲げておりまして、今回上程に至った背景には、購入するということは活用しなければいけないということで、水面下で数社と接触を重ねてまいりまして、そういった方々から非常に今いい感触をいただいております。そういったことで、近いうちに公募に向けて取り組みたいということでございます。活用予定がないのに無責任に購入ということはできませんので、そういう状況に至ったということで御理解をいただきたいと思いますと思っております。

そのように、3点、4点でございますが、私として、私自身が動くことで、より有利に働くことであれば、今後も引き続き、トップセールスという言葉は自分自身使うのは恥ずかしいわけですが、率先して動いてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） トップセールスという言葉は堂々と使って頑張っていたきたいと思います。

続いて、マイナンバーの問題点について伺います。

平成28年にマイナンバー制度が始まってから5年となりました。この制度は、社会保障や税金等に関わる各種申請や申告の際の添付資料の削減により住民の利便性を図ること、行政機関等における効率的な情報管理や迅速な処理が図れることが目的とされていますが、現実的には多くの問題を抱えていると思われます。

私が調べただけでも情報漏えいなどの事故が多く発生しています。内閣府の個人情報保護委員会年次報告によりますと、特定個人情報漏えい事案、その他マイナンバー法違反の事案について、平成29年度には286機関から374件、平成30年度には134機関から279件、令和元年度には138機関から217件の報告が上がっております。そのうち、令和元年度の重大な事態については、行政機関から1件、地方公共団体から17件、事業所から2件の合計20件となっております。

総務省の広報では、万全のセキュリティー対策であり、安全とは言っていますが、個人情報保護委員会の公式報告でも100万単位の情報漏えいがあり、信憑性が疑われます。

情報サービス事業最大大手であるNTTデータのセキュリティー事業部は、ホームページにおいて、マイナンバー漏えい時の想定被害についての説明では、ちょっとここは数点ありますが、時間の都合で言いませんが、被害が発生する可能性があるとは指摘しております。

本町におきましても、来年2月よりコンビニにて住民票、印鑑証明書が取れるようになるなど、今後、利用拡大を図っていくと思われそうですが、マイナンバーを取り扱う業務として、このような危険性を認識しているのか伺います。時間が迫っておりますので、簡単でいいので、よろしくお願いします。

○議長（石井龍文君） 穴井住民課長。

○住民課長（穴井陸明君） お答えします。

政府の個人情報保護委員会の報告などによりますと、情報漏えい等セキュリティー関連情報は、既に公表されていますが、マイナンバーでの事故、事件の防止対策は必須であり、万全な体制で取り扱わなければならない制度だと、認識度は極めて高い状況です。また、住民の皆さんに対しましても、今後、マイナンバーカード等の取扱いの注意事項につきまして、周知していくことが重要課題であるとされております。

玖珠町としましても、法令に基づき様々なセキュリティー対策並びに情報漏えい防止など様々な対策が講じられていることにつきまして、町民や事業所等へ情報提供を行うことにより、マイナンバー制度の適切な普及・運用に取り組みたいと考えております。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） このように、非常に問題を抱えているという認識があるということで伺いました。

本年度1月の会計検査院からの「国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について」という報告書によりますと、マイナンバー利用端末のセキュリティー状況について、二重認証の導入などが必須とされているものの、調査した217団体のうち12団体が、総務省の求めるセキュリティー対策の確保がされていないとのことで、ハッキングなどの攻撃に弱い危険があるということになります。

また、マイナンバー利用端末の情報持ち出し不可設定の状況については、218団体の調査をしたところ、13団体では端末から情報を持ち出せる設定になっていたということが判明しております。87団体ではセキュリティー管理者の許可なしでも情報を持ち出せるようになっているなど、多くの自治体でセキュリティーには非常に多くの問題を抱えているようです。

本町では、これらについての対策は万全なのか伺います。

○議長（石井龍文君） 穴井住民課長。

○住民課長（穴井陸明君） 本町では、国の方針に基づき、ログインパスワードと指紋及び静脈による二重認証を導入しております。また、マイナンバー利用端末の情報につきましては、カード交付状況

について、データの移行などを電算室内において行うこととしており、持ち出しができない運用にしております。

さらに、国が求める対策を講じるとともに、人的ミスが起きない対策を行っております。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） どの市町村も今言われたような二重認証は行っているということで、玖珠町でも行っているということで、分かりました。

監視体制について、ほかの市町村では、セキュリティークラウドに接続して24時間365日体制で監視するというようなところもあるようですが、これについてはどうでしょうか。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 玖珠町では、マイナンバー利用事務におきましては、マイナンバーとひもづいたデータを取り扱う端末につきましても厳格な管理を行っている状況でございます。

管理方法といたしましては、先ほど申し上げましたように二重の確認をしておりますし、許可された機器以外は接続できず、さらにはデータを暗号化しない限り取り出しもできない設定となっております。また、マイナンバーを取り扱う端末につきましては、外部との接続を遮断しているため、ハッキングなどの可能性もございません。

情報漏えいのリスクをなくすための取組としては、3つのネットワークといたしまして、住民記録を取り扱うネットワーク、職員が事務を取り扱うネットワーク、インターネット接続を行うネットワーク、それぞれを完全に分離しております。したがって、これらのものについて外部からの接続が行われないというセキュリティー対策でございます。

また、職員がパソコンを操作した記録はデータとして管理をされておまして、不正や違反が発覚した場合は操作履歴などから確認することが可能となっております。

情報管理では、情報漏えいの発生を防ぐ様々なセキュリティー関連のシステムが存在しますが、多額の費用を費やしても100%安全ということはなかなか言い切れないわけですが、仮に被害に遭うことがあった場合には最小限の影響で回避できるよう、でき得る限り万全のセキュリティー対策を講じて、システム面の対策、それから職員への教育、研修等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 万全の体制を行っていただくようお願いします。

そういう万全な体制をしていると思われますが、本年3月に、ふるさと納税マイナンバー個人番号375人分を無関係な218自治体に誤送信が石川県輪島市のほうで起こっております。4月には審査委員会のマイナンバーカードの写しを紛失とかが島根県で起こっております。万全なセキュリティー、職員取扱い業務の徹底などを行っていても、こういうことが起こるわけでありますので、いま一度、十分な取扱いが必要だと思われます。2月からそういうふうにコンビニでもできるわけでありますけれども、取扱いでセキュリティーに膨大なお金もかかるとか、作業処理上、二重に手間がかかったりし

ていないのかということがちょっと心配になりますけれども、ここのところは、もう時間がないので、質問はあれですけれども、そこらあたりがちょっと心配になると思います。

最後になりますが、マイナンバーカードについては、国は金融口座とか保険証、運転免許証などと次々とひもづけしようとしております。これは利便性を追求しようとしていますが、国民一人一人をカード一枚で一元管理しようとしているもので、ある意味、政府による国民を監視する体制の実現であり、余り私はいい印象を受けません。職員の皆様にマイナンバーカード取扱いのリスクを負わせることや、経費については200円にした上に117円のまた経費がかかるようなこともお話がありましたけれども、そこまでマイナンバーカードの普及に町が職員の負担、そういう経費の負担をして協力しなければならないのかが、ちょっと私は疑問です。利便性を高めるのが目的じゃなくて、マイナンバーカードを普及させるために利便性を高めるとするのは、ちょっと考え方が逆じゃないかと思うので、利便性を高めるのであれば免許証でも保険証でもコンビニで取れるようなシステムができるはずです。

窓口によるコロナ感染の防止という話もありましたけれども、役場の窓口は町民と役場をつなぐ非常に大切な場所であります。ここに感染対策を十分に取れば、町が役場に来ないようにしてくださいというのは、ちょっと本末転倒な話じゃないかと思います。

このように、マイナンバーカードの今後普及を目指すのであれば、取扱いのリスクを十分に認識していただいて、町民の安全・安心を損なうことなく行政サービスを行っていただくようお願いしまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君の質問を終わります。

次の質問者は、11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 議席番号11番、秦 時雄でございます。

本年は、コロナで始まり、大きな災害、そしてコロナ禍で終わろうとしております。来年が、このコロナ禍撲滅でいい年になるように願っております。

それでは、この順番に沿って質疑を行ってまいります。

まず、初めに子宮頸がん予防についてであります。

子宮頸がんのワクチン接種は、平成25年4月から定期接種法の中に入れられて現在まで来ておるところでございますけれども、残念ながら、この子宮頸がん、厚生労働省の数値によりますと、子宮頸がんワクチンの接種の積極的勧奨が差し控えられて現在に至っております。私はこれを変えたいと危惧している。それを踏まえて、一般質問をさせていただきたいと思います。

子宮頸がんは、子宮の入り口部分にできるがんであります。年間1万人近くの女性がこのがんにかかる。約2,800人から3,000人の女性が亡くなっておられるそうであります。子育て中の女性が幼い子供を残して亡くなるケースも多く、マザーキラーと呼ばれている怖いがんであります。

しかし、がんの中でも唯一予防できるがんとして、この予防ワクチンが世界中で使用されるようになっております。現在、世界80か国以上の国において、子宮頸がんワクチンが国の公費助成として実

施されております。

我が国での子宮頸がんワクチンの取組は、公明党地方議員の要望の下、いち早く国会で取り上げられまして、全国的な署名運動を行いました。これによって、2009年、平成21年に、国内で子宮頸がん予防ワクチンが承認され、2010年、平成22年には、公明党によりまして子宮頸がん予防法案を国会に提出し、平成25年4月1日より、法律に基づく定期接種として、中学1年生から高校1年生までを対象に定期接種となりました。これは無料で行っております。

しかしながら、一部ワクチン接種者からの体の痛みなどの健康被害報告があったなどから、実施されていたワクチン接種は、国の方針によって、同年、平成25年6月から、国の定期接種という位置づけは変わっておりません。しかしながら、積極的な接種勧奨が中止になっております。

このような中、ワクチン接種の存在すら知らない人が増えております。お母さん方も、将来的に患者が増えかねない危機感から、一部の自治体では、事態の打開のために、各家庭に子宮頸がんワクチンが定期接種であることを通知する動きが進んでおります。厚生労働省の副反応検討部会では、健康被害報告について調査研究が行われておりますが、頸がんワクチン接種歴のない方にも多様なその症状を有する人が一定数存在したことが明らかになり、ワクチン接種との因果関係があるという証明はされておられません。

そこで、子宮頸がん検診の受診率について伺いたいと思います。町でも子宮頸がん、乳がん無料クーポン券などによって推し進めておるとは思いますけれども、その検診の受診率について伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） おはようございます。それでは、お答えをいたします。

子宮頸がん検診の受診率ですが、保健所が発行しています保健所報に定められた受診率がございしますが、数値としまして2年連続で受診した方は受診率から除外されることになっております。保健所報による対象者数、数値の分母は、同一対象年度でありながら、発行年度により対象者数が大きく変更されており、どの数値が正しいのか判断しかねております。

なお、受診者数については確定されておりますので、報告申し上げます。

平成26年が1,142人、平成27年が1,139人、平成28年が1,092人、平成29年が1,071人、平成30年が952人となっており、これを20歳以上の玖珠町女性人口で割り戻した率は、平成26年が15.5%、平成27年が15.7%、平成28年が15.2%、平成29年が15.1%、平成30年が13.8%です。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） これは、20歳の方に対しての頸がんではなくて、女性が受けた検診率ということですね。

それで、今伺って、かなりの方が頸がん、乳がんの受診をされているんだなということを分かりました。

そこで、子宮頸がんワクチンの実施状況及び接種率について伺いたいと思います。

先ほど申しましたように、平成25年4月より定期接種として、中学校1年生から高校1年生まで定期接種となっておりますけれども、この定期接種は現在どのぐらいの学校の生徒が受けられているのかということでございます。そこをちょっと報告してください。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 子宮頸がんワクチンの接種でございますが、平成22年度から25年度までに512人が接種しています。年度別の内訳では、22年度が51人、23年度が396人、24年度が62人、25年度が3人となっています。

平成25年4月から始まりました定期接種での接種者は3名となっております。定期接種の接種率は0.8%で、その後は0%が続いています。

なお、平成22年度と23年度は、町単独助成を行ったため、458名の方が接種しています。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 今報告があったように大変少ない。接種する方が本当に少ないわけでございます。これは、そういうふうに厚生労働省が勧奨を差し控えたという、皆さんの中にそれがあって受けられない。そして、非常に不安に思っておる方が大変に多いということでございます。

しかしながら、先ほど言いましたように、子宮頸がんは唯一予防ができるがんであり、ワクチン接種をすれば。そういう子宮頸がんの予防接種でございますのに、これがなぜ進まないかというのは、接種を始めたときにいろんな被害が出たということから始まっているわけでございますけれども、これを何とか今の中学1年生から高校1年生までの女性の方々に、やっぱり保護者が関心を持っていただいて、なるべく接種をしていただきたい。そういうふうに思っているわけでございます。

それで、3番目に入りたいと思いますが、公益法人日本小児科学会から各自治体の首長宛てに、HPVワクチン接種通知のお願いということでございます。HPVワクチンというのは子宮頸がんワクチンでございます。これが、昨年12月に要望書が各市町村に提出されております。小児科学会が、これを勧めてもらいたいという要望書でございますので、これを今、町は受け取って、どのような見方をされているか、その見解をお聞きしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 今議員さんからありましたように、日本小児科医会会長名での依頼文書につきましては、昨年12月16日付で受付をしております。依頼内容につきましては、町の方針と何らそごがあるものではございません。

HPVワクチン接種後に出現する広範な疼痛、運動障害等について、専門家の間で検討中であったため、積極的な勧奨は控えておりますが、定期接種として接種できることに変わりはなく、本町においても接種を希望される方が接種は行えるような体制は整っております。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 接種が行われる体制に町はなっているということは当然でありますけれども、その中で、やはり対象者に知らせるということが一番大事なことでないかと思うんです。その対象者、女子の子どもたちに個別通知による通知の実施が必要であると私は考えておりますけれども、このことに関してどのような見解を持っておられますか。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 平成25年4月1日に定期接種になりましたが、同年6月14日に厚生労働省から、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についての勧告があり、積極的な接種勧奨は控えられております。

しかしながら、本年10月9日付で同勧告が一部改正され、「ただし、周知方法については個別通知を求めるものではないこと」という一文が削除され、個別通知を行うことも問題ないとなりました。

大分県の調査によりますと、現在、積極的勧奨を行っている自治体は県内で4自治体となっており、その他の自治体は対応が未定等となっています。

本町では、現在、ホームページの予防接種のページや配布ビラ等におきましてお知らせしています。ホームページについては、今後、別ページを起ししてお知らせすることも検討中です。

なお、積極的勧奨につきましては、同勧告において、引き続き、副反応疑い報告等について専門家による評価を行うとともに、国民への情報提供を進めつつ、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する予定であることと記載されており、国・県の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 再度お聞きしますが、今後、対象者に対しての通知を個別に行っていくのか、そういうことをもう一度お聞きします。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 現在、勧告では、再開の是非を改めて判断するというふうになっておりますので、その勧告が変われば、うちのほうも対応してまいりたいというように思っています。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） ぜひとも個別通知をしていただきたいと思います。

この子宮頸がんワクチンは、予防接種法による定期接種A類に位置づけられております。自治体は制度の周知を行う義務があるわけです。予防接種法の中に、第6条に、対象者への周知等が重要である、接種機会の確保を図るとあります。このように接種法の6条の中にちゃんと位置づけられておるところでございます。

ですから、一番問題なのは、自治体は制度の周知を行う義務がある、予防接種法では。そして、町が周知を行わなかったことに対して、これは将来的に、なぜせんかったか、そういった責任を問われる可能性もある。これは否定できないと、そういうふうに言われております。何も知らないままで定期接種の対象期間を過ぎてしまったという、町民の皆様にそういうことが起こらないためにも、この

ワクチンの正しい情報を知って接種の判断をしていただくためにも、先ほど個別通知を判断してやっていくというお答えでございますけれども、各自への情報提供は、各個人、家庭に行くことが一番重要なことだろうと思っております。

それで、子宮頸がんワクチンの正しい知識の普及啓発、現状と課題、今後の取組についてでございます。

厚生労働省は、子宮頸がんワクチンに関する情報の周知を進めるために、今、リーフレットとかいろいろな作成をして、自治体に使用を私は促していると、こういうふうに厚生労働省は言っているんですけれども、最近実施した認知度調査では、対象年齢の女性では82.5%、その母親は87.7%が、リーフレットなんか見たことがないという結果であったというんです。こういうことなんです。これは最近の調査です。

同じ調査では、個別通知による周知を実施している自治体は、今1,742自治体ありますが、その中で97自治体にとどまっております。これは直近ではありません。このワクチンが定期接種であること、つまり定期接種として接種できる権利そのものについての周知不足と言わざるを得ない今の現状であります。

ということで、積極的な正しい知識の普及啓発を行ってもらいたいですけれども、そこら辺のことを再度伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 啓発・普及でございます。

子宮頸がんは、HPV（ヒトパピローマウイルス）が持続的に感染することで、浸潤がんに至ることが明らかになっております。厚生労働省によりますと、年齢階級別罹患率は20代から増加し、40代でピークを迎えます。年間、先ほども質問にございましたが、1万1,000人の子宮頸がん患者と2,800人の死亡者を来す等、重大な疾患となっています。

HPVワクチンは、2006年、平成18年に開発され、使い始めた比較的新しいワクチンであり、がんそのものを予防する効果を示す報告はまだ少なく、現段階では証明されたとは言えませんが、子宮頸がんを予防できることは期待できます。

ワクチン種類としまして、2価ワクチンと4価ワクチンの2種類が主なものでございますが、副反応として2種類とも99%、または83%の高い頻度で疼痛、強い痛みが発生しますし、1から10%で目まい、発熱、出血等、頻度不明で失神等がございます。さらに、頻度は低いですが、重篤な副反応も報告されています。

そのため、接種時には、痛み等の頻度が高いワクチンであり、また失神することがあるということを被接種者と保護者に伝えるよう注意喚起されています。また、HPVワクチン接種で予防されない方のHPVによる子宮頸がんも存在するため、HPVワクチンの接種にかかわらず、子宮頸がん検診を定期的に受診する必要があります。

以上のことを踏まえ、HPVワクチンの有効性については認めた上で、接種に伴う各種副反応の危

陰性を踏まえ、ワクチン接種だけでなく、定期的な子宮頸がん検診も進めていく必要がございます。

また、本ウイルスは感染が原因であると言われており、多くの感染者は数年以内にウイルスが消失しますが、数%が持続感染し、がんへ移行すると言われていたため、中学校や高等学校において、性教育による危険性の周知や定期的な子宮頸がん検診の啓発も必要であると思います。

また、昨日、HPVのワクチンの調査結果の発表ということでウェブ会議がありまして、その中で示されておるのですが、副反応についてはワクチン接種者と非接種者で有意差は認められなかったということで、ワクチンが原因ではないのではないかとという反応も出ておりますので、近い将来、厚生労働省より勧告の改正通知が来るものというふうに思っております。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 子宮頸がんワクチンの接種の対象者に詳しい情報を提供することが一番大事だと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

これは、2018年12月ノーベル賞を頂きました本庶 佑さん、ノーベル生理学医学賞、この先生がノーベル賞を頂いたそのスピーチの後、報道関係の記者が子宮頸がんワクチンの問題を含む日本の医療政策における課題に関するコメントを求めたときに、この本庶 佑先生は、子宮頸がんワクチンの副作用というのは一切証明されていない。日本でもいろいろな調査はやっているが、因果関係があるという結果は全く得られていない。厚生労働省からの積極的接種勧奨から外されて以来、接種率は70%から1%以下になった。世界で日本だけ若い女性の子宮頸がんの罹患率が増えている。一人の女性の人生を考えた場合、これは大変大きな問題である。マスコミはワクチンによる被害を強く信じる一部の人の科学的根拠のない主張ばかりを報じてきたと。これは本当はずっと続いておりますけれども、本庶先生のこういうコメントもあります。ぜひとも積極的な取組を行っていただきたいと思います。

続きまして、児童虐待防止対策についてでございます。

これは、私が平成29年に一般質問もさせていただきました。11月は児童虐待防止推進月間でありましたし、また12月4日から12月10日、今日までは人権週間であります。

厚生労働省の発表によりますと、全国の児童相談所が2019年度に児童虐待として対応した全体の件数は19万3,780件で、前年度に比べ21.2%増加したことが発表されました。また、警察庁の公表した2019年の犯罪情勢統計では、虐待の疑いで児童相談所に通告された子供の数と警察が虐待を事件として摘発した件数が過去最多を更新しました。これまで相次いだ悲惨な虐待事件を受けて、社会の関心が高まり、これまで潜在化していた実態が表に出てきたものとの見方もありますけれども、極めて深刻な事態であります。

後を絶たない児童虐待問題への対応を強化するために、親権者などによる体罰を禁止する改正児童虐待防止法と児童相談所の体制整備を定めた改正児童福祉法が本年4月から一部を除き施行されました。平成29年12月議会で、児童虐待の取組について、この場で質問をいたしました。そのときの答弁では、その年の11月現在では新規の虐待が24件、そのまま継続している事案が40件、計64件とのことでした。

それでは、本町における児童虐待の現状について伺いたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） お答えいたします。

本町におきます要保護児童及び要支援児童につきましては、11月末時点で25世帯58人となっております。内容としましては、身体的虐待が14人、心理的虐待が5人、育児放棄が33人、性格行動が6人となっております。

今年度4月から11月までの通告件数は7件、相談11件となっております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） やっぱり本町においてもそういうことで、児童虐待、児童の被害状況の数字があるということでございます。童話の里玖珠町にとって、一件もそういうことが起こらないのが一番望ましい状況でございますけれども、そういう被害状況でございますので、続きまして2つ目、学校教育委員会の虐待防止の取組についてということで質問をさせていただきたいと思います。

児童生徒の児童虐待の早期発見、そして防止対策、予防対策はどのように取り組んでいるのか。そういう虐待を受けている子供さんに対して、学校や先生方、また教育委員会はどのように向き合っているのかということでございますので、それについて伺いたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） 児童虐待防止の学校、教育委員会の取組についてでございますが、昨年度につきましては、1学期中に児童虐待の早期発見に向けた組織的な取組、また校内での組織体制の確認を各学校の校内研修で実施しているところでございます。

また、今年度につきましては、6月の定例校長会において、学校・教育委員会向け虐待対応の手引きを活用して校長研修を実施し、その後、各小中学校でこの手引を活用しての校内研修を実施しました。また、改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が今年度4月より施行されたことにつきまして、教職員に周知徹底をしております。

また、保護者に関しましても、厚労省作成のパンフレット等を利用して、体罰によらない子育てについて、学期末等のPTAなどで法の趣旨を説明する場を設けているところでございます。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 学校での発見というのも、先生方が、体罰の可能性あるんじゃないかということもあるのではないかと思いますし、発見や通告が、近くに住んでおられる子供さんが虐待を受けているんじゃないかといった近隣の方々の通告や、また保育園や幼稚園、小中学校の先生とか、そういう方々が発見する場合も多いのではないかと思いますけれども、特に先生は、現場の子供の教育を行う、また児童生徒、そして保護者との関わりも大きい中で、その先生が、この子はひょっとしたら虐待を受けているんじゃないかという可能性について、どういうふうに親にお話をして、どうい

うふうにまた虐待に対して問題解決をしているのかというのが、ちょっと私は伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） 学校のほうでは、やはり子供とじかに接していますし、子供の体の状態等を見ることもありますので、けが等の状態等から虐待を疑われる場合を想定できると思います。その場合は、もう児相等に相談とかをするようにということで、手引等で各学校で研修を行い、その対応をできるようにしているところでございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それで、虐待の事実だと確認されて、児童相談所に相談して、保護された児童が玖珠町にはおられるんですか。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 本年度は、今、把握をしておりますが、過去には保護されて措置入所等をされた児童はおります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 分かりました。保護されたお子さんもおられるということで、非常にこれはデリケートな問題で、住民が通告する場合、また現場の先生が、虐待であるのではないかということで保護者にお話すること自体、非常にデリケートな問題で、大変なことだと思うんですけども、ぜひともこの虐待、特に本年はコロナ禍で非常に児童虐待が増えているということを伺っておりますので、その辺もよろしく願いをしていただきたいと思います。思っております。

続きまして、3番の町、学校、保育所、警察、児童相談所、病院等の関係機関との連携ということであります。

玖珠町には、玖珠町の要保護児童対策地域協議会というのが、こういう人たちが集まって代表会議が年に1回開催されておるということでございます。それとともに、実務者会議というのが毎月1回開かれているというところでございます。今の3番目の質問でございますけれども、各機関との連携について、非常に単純な質問かもしれませんが、虐待を受けた子供を救済するために、どのような会議が行われて、その子供たちを守ろうとしているのか、守っていくのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 支援を必要とする児童につきましては、今議員さんからありました要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関において、状況の確認を行い、情報の共有を行っております。これを今ありましたような毎月行われております実務者会議の中で、情報共有を行っております。また、それぞれの機関が関連する業務による支援を連携して対応に当たることができるよう協議を行っております。

また、実務者協議でまとまらない分は、個別のケース会議を開いております。個別ケース会議でどのようにするかということもお話をしております。

また、先ほどありました保護者への通知ということで、若干関連で回答させてください。

虐待の中で、身体的虐待や心理的虐待、例えば身体的は暴力ですが、心理的、面前DV、子供の前でけんかをする、そういうのは町としても関わりやすいんですが、育児放棄、ネグレクトの場合は、なかなか保護者の方の対応とこちらの意識に差がありまして、どのように関わっていくというのが難しいということで、これが今一番頭を悩ますのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） この内容については、一応分かりました。

それで、先生たちとか学校、保育所、町、警察と全ての人が集まって、その案件について一つ一つ連携しながら、虐待から子供を救うためにどうするかという会議が開かれているということによろしいんでしょうか。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 虐待が疑われ、緊急性の高い場合は、関係機関から直接警察や児童相談所に通報することとなります。虐待や育児放棄のおそれがある場合は、町子育て健康支援課へ通報または連絡をいただき、先に受理会議を開き、それから先ほど申しました個別ケース会議等により対応方針を検討しております。

いずれの場合も、関係機関で連携し、情報共有を行いながら、児童やその家庭に対して望ましい対応を検討し、支援につなげていくよう努めております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 分かりました。

それで、4番目の質問でございます。虐待を受けた児童やその家族等の支援体制について伺うということでございます。

先ほど言いましたネグレクト、児童放棄とか家庭内暴力DV、配偶者からの暴力などを受けている家族等が多分あるのではないかと思います。福祉の面から、いろんな面から、そういった家族等の支援体制はどのように行われておるのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 家族の支援についてでございますが、毎月開きます実務者会議の中で、どの機関がこれを主になって担当するかということを決めさせていただきます。その中で、主となる機関が主にその子供さんたちの見守りを定期的に行うということで、保育所におれば保育所が見守りますし、妊婦さんであれば町の保健師が見守る。そういうふうに役割分担をしながら、個別に家庭等に入っていった指導や支援をしているところでございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 虐待に関しては、いろんな状況、先ほど言いましたように家庭内暴力とか児

童放棄とか、経済的にその家族が大変になる場合も多いと思います。そういう場合は、福祉の関係で連携をしながら、その家族、子供たちを守っていつているという状況でよろしいのでしょうか。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 虐待に至る原因といたしましては、家庭の経済状況であったり、子供さんの育てにくさ等、いろいろあります。ですから、虐待だけで終わるというのではなく、その原因が何かということが分かれば、福祉等とつなげながら、また学校等とつなげながら、根本的な解消にするように努めているところでございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 分かりました。

それでは、第5番目の質問にまいります。第1期玖珠町子ども・子育て支援事業計画を振り返り、これまでの取組の評価について、第2期の令和2年から令和6年の事業計画に児童虐待の支援体制がどう強化されているのかを伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 第1期計画期間中においては、児童虐待対応担当職員の配置が必須となったことから、有資格者を配置し、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携により、要保護児童の支援を強化したところでございます。連携を密にすることで、関係機関が役割に応じた対応を行い、重大な事件事故等は発生しませんでした。

第2期計画においては、継続して関係機関との連携を強化し、密接に情報共有を行っていくこととしています。また、子ども家庭支援員について検討し、個別対応を充実していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それで、第2期玖珠町子ども・子育て支援事業計画において、第1期計画期間を振り返って反省が書かれておるところでございますけれども、先ほど言ったように、1つは家庭状況の把握が困難な場合がありますと、こういうふうに書かれております、いろんな事案についてですね。そして、もう一つは、困難な事例になりますと当事者との接触が難しい面も出てきますと、このように書かれておりますけれども、そこら辺のことで具体的な内容というのは、児童虐待になりますと非常に難しい問題でございますので、解決するのは。この事例によって当事者との接触が難しい面も出てくる。難しい面とはどういうところで、もう接触できない状況もあり得るんですか。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 接触ということですが、あなたは虐待をやっていますねとかいうふうに行くと当然受け入れてくれません。ですから、うちのほうといたしましては、いろいろなアプローチを探しながら、健診に来ていなければ、乳幼児健診のお知らせに行ったり、また学校等を休んでおれば、なぜですかというふうに教育委員会のほうが動くなり、様々なアプローチをかけながら

家庭を訪問し、人間関係ができた後、虐待等についてお話をすることにしておりまして、現在、虐待の家庭で訪問ができていない御家庭はございません。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 分かりました。

それでは、6番目の子ども家庭総合支援拠点、これは国の総合強化プランでございます。本町の考えについて伺うということでございます。

子供に対する様々な支援が身近な我がまちで受けられるような支援の拠点を整備するということであらうと思いますけれども、本町はこういった支援拠点を設置するのですか。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） お答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点についてでございますが、国は、児童虐待防止対策総合プランを策定し、令和4年度末までに全市町村に設置することを努力目標としています。

本町の人口規模では、保健師や保育士、教員などの有資格の子ども家庭支援員を常時2名配置することが要件となっています。支援の必要な家庭に個別訪問等に対応できるよう、子育て健康支援課としましては、子ども家庭支援員について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 総合拠点ですね。これによりますと、子育て包括支援センターとか、また先ほど出ました要保護児童対策地域協議会、そしてまた今回設置をするであろう子ども家庭総合支援拠点、これらがうまく回っていくことが一番大事でございますし、総合拠点をつくるように国の方針になっておりますので、ぜひともすばらしい子供がこれによってまた虐待から守られる童話の里をつくっていただきたいと、私はそういうふうに強く望んでおります。

続きまして、子供のインフルエンザ予防接種について、子供のインフルエンザ予防接種費用を助成する考えはありませんか。

本年は、12月4日付厚生労働省、ついこの間、発表した保育所、幼稚園、小中高校生インフルエンザ患者数は、8月31日から11月29日までの累計では47都道府県の患者数が私の掌握では29人と、そういうふうに載ってございましたけれども、本年は患者数が極端に少ないのは、新型コロナ禍により、人々がマスクを着用、手洗い、消毒など徹底したことにより、インフルエンザの感染が抑えられているとされておりますけれども、本年8月には、コロナ禍が非常に進んでまいったときに、日本感染症学会や世界保健機構は、このまま新型コロナ、インフルエンザの流行を最大に警戒すべきであり、インフルエンザ予防接種を積極的に受けるよう呼びかけておりました。

インフルエンザにかかると、通常1週間程度で回復し、まれに脳症を起こし、死亡したり、後遺症が出たりするケースもあり、1歳から2歳までの乳幼児を中心に就学前の子供が重症化しやすい。ま

た、ワクチンを接種した人は軽症で治りも早い。重症化の予防効果は大きいと言われております。

子育て家庭にとって、予防接種にかかる費用が大きい。玖珠町はどのぐらいか分かりませんが、平均して3,500円から4,000円と1回の接種にかかる。子供が2人、3人といったら、結構家庭に負担が大きいのであります。

このことに関して、町内のお母さん方より、インフルエンザ接種の費用助成を子供に拡大してもらいたいとの要望をいただいておりますけれども、この子供インフルエンザ予防接種を助成する考えはありませんか。

○議長（石井龍文君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） お答えをいたします。

子供さんのインフルエンザについては現在行っておりませんが、高齢者のインフルエンザ予防については65歳以上等の方を中心に自己負担1,000円で助成をしております。秦議員からは平成25年第6回定例会においても同じ御質問があり、また平成27年第5回定例会においてもほかの議員さんから御質問があり、回答させていただいておりますが、本町では子供のインフルエンザ予防接種の助成は行っておりません。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を町民の皆さんが積極的に行っていただいております。先ほど議員さんからありましたように、11月29日現在、県内でインフルエンザの報告例はございません。また、全国では259名ということで、昨年の同時期2万7,393人ということで、本年度は0.9%の発生となっておりますが、一方、インフルエンザワクチンの効果については十分認識をしています。

県下で公費助成している自治体は15自治体となっております。助成を行っている自治体は全てが定額助成となっております。金額も500円からとなっており、対象者も中学生以下を対象としたり、国保加入者のみと様々でございます。本町においては、おおいた子育てホットクーポンの利用にとどまっています。また、独自助成を行っている医療保険者もございます。

しかしながら、今まで回答してきましたとおり、子供さんにつきましては、町のほうとしては各家庭で、家族の中で予防していただきたいと考えています。インフルエンザの助成も子育て支援としては有効であるかと思いますが、医療費の助成や保育料を国基準より軽減するなど、町独自の子育て支援事業もございますので、総合的に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） どんな保険に加入していようと、どの子供さんも同じようなインフルエンザ接種の助成を受けられるようにしてもらいたいということでございますので、これは町内のお母さんより先ほど言いましたように要望をいただいております。九重町は1回当たり1,000円を補助しております。近隣のまちもそういう補助をしておりますので、これからも検討していただきたいということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、最後の路上に張り出している樹木等の管理についてでございます。

町民の方から電話がかかってきます。これも過去にありました。朝早く電話がありました。町道に要するにアカマツの立ち枯れが倒れているんです。あれは危ないからどうかしてください。町に言ってもらいたいといっても、町はすぐ来るわけにはいかんと思って、私はチェーンソーを持って片づけたこともありますし、議員をしておれば、いろんな要望がありますので、できるだけ自分でやることはやっておる次第でございます。

ここで申したいのは、この伐採する責任はどこにあるのか、条例等で伐採勧告ができる仕組みが必要であるということでございます。

去年も地元の方の要望をいただいて、この上のほうに枯れた竹が2本か3本あったんです。あれがいつ落ちるか心配でならない、そういう状況のところもあります。これは、私は去年、多分、建設水道課のほうに、こういうところはどうかありませんかということで、これは持っている人がやっぱり伐採したりしなくては、それはできません、こっちは関知ができないというようなことを言いますが、そこの持ち主が高齢者であったり、また、この土地がどこの土地か分からなかったり、その竹は私では切り切らん、高いから。落ちたら危ないなと思うけれども、私は町に去年言いました、どこそこは危ないからどうかしてくれと。しかし、町民をそういう危険から守る責任というのは、やっぱり行政にはあるんじゃないかと私は思いますけれども、このことに対して1、2を一緒に答弁してください。

○議長（石井龍文君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） 建設水道課からお答えさせていただきます。

すみません、通常の住民間の維持管理に御協力、大変ありがとうございます。町としまして、そういった倒木についての情報をいただきまして、現地のほうに確認に行きまして、町民の協力の下、安全な通行を確保していきたいとは考えています。

それでは、伐採に関する責任でありますけれども、私有地から道路上に張り出している木や枝は、土地所有者に所有権があるため、町がむやみに伐採することはできません。このため、町としましては、強風や降雪等で道路に張り出した場合は、所有者対応をお願いしているところであります。

なお、緊急の場合、通行に支障がある場合なんですけれども、道路管理者が通行に支障になっているという場合は、木や枝を所有者または管理者の了解なく最小限の範囲で伐採、撤去はしている状況もあります。

町民の方への周知方法としまして、道路管理者として建設水道課から玖珠町ホームページや今年の5月の広報によって、こういった法の制度の基がありますということで、周知をお願いをしている状況であります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 例えば、いつ落ちるか分からない、落下するような危険物のそういった枯れた木とか竹なんかがある場合、やはりこれは、住民から何とかしてくださいという通知があった場合

は、町は積極的にそこの持ち主に当たって、これを何とかやってもらいたいと、第一にですね。いや、私のところはもうそこまでできません、あんなところ、雇ったらお金もかかると言って断られた場合、町はどういう対応をしていくのか。

そこは通学路になっているんです。星翔中学校の通学路ですよ。あれが落ちたら、竹がもう完全に枯れていますので、あれが風なんかで、すんと来て、学校の生徒が通って、一般の方が、町民が通っていたら、当たったら大けがします。とても持ち主は絶対切り切らんと思うんです、雇わないと。だから、そこら辺は町が何とかやってもらいたいということです。

こういうことがたまたま起こるんです。これは持ち主の責任とか何かいろいろ言います。民法の233条とか民法第71条、717条とか言いますが、土地の工作物は占有者及び所有者の責任となっておりますけれども、そこは町が責任を持って何とか対応していただきたいし、これがやっぱり厳しいのであれば、何らかの条例を制定して、そういうところがありますよ、そこの持ち主のところへ行って、何とかやってくださいと。そういった勧告ができるような仕組みも必要だし、その人が、もう駄目だ、切り切らんと言った場合は、町が責任を持ってそれに対応する。そのぐらいの何か仕組みが私は必要じゃないかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石井龍文君） 長柄建設水道課長、残り3分です。

○建設水道課長（長柄義正君） お答えさせていただきます。

先ほど町議が言われたとおり、各状況がありまして、状況の中でうたわれていますので、特に勧告等を町建設水道課としては考えていません。

それと、ケース・バイ・ケースなんですけれども、先ほど、恐らく星翔中学の通学路についての場所だろうと思いますけれども、昨年ですか、地権者と所有の方から連絡がありまして、その辺については竹の倒木がありまして、通行に支障がある分については、町のほうで伐採させてもらいまして、地権者のほうに御協力を求めているところであります。あの付近もかなり大きな倒木がありますので、地権者調べを行いまして地権者のほうにお願いをしているところであります。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） そういう倒木もしかりですけれども、危険な枯れた木とか倒れた木がある場合は、積極的に町が責任を持って、やっぱりそれを除去してもらいたいと思います。

あと2分ですけれども、こういう問題は、ごく普通に起こる問題であります、日常的に。町長はいかがですか。

○議長（石井龍文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） お答えします。

心情的にはよく理解できます。高齢化が進み、手がつけれんということは分かりますが、個別対応は、先ほど課長から言っているように、通行に支障がある等々では町も対応しておるんですが、これを公式の場でルールとして、町がやりますということになりますと、あらゆる路線、あらゆる場所

で、そのような要望が出れば、対応しなければいけませんので、公式にそれをやりますというお答えはできません。

しかしながら、ケース・バイ・ケースによって、パトロール上、そして通行上、いろんな面で支障があれば、個別にシルバー人材センターや森林組合等々に紹介する、あっせんするなどしながら対応していくのは当然かと思っておりますので、生活に支障のない安全性を確保するということは当然かというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 以上をもって一般質問を終わります。

○議 長（石井龍文君） 11番秦 時雄君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

午後1時から再開します。

午後0時00分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（石井龍文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 議席番号1番横山弘康です。

年末を控え、1年を振り返る季節となりました。年初めから新型コロナウイルスの感染拡大防止により様々な活動が制約を受け、多くの人が窮屈な生活、思いをされているのではないのでしょうか。地域の多くの伝統芸能や祭りが中止・縮小される中であって、郷土に取り残された伝統行事や貴重な民俗芸能、祭りなどが消滅していくのではと危惧される状況にあります。さらに、故人となられた方とのお別れも感染防止のため縮小され、お世話になった故人とのお別れもままならないところであります。

7月の集中豪雨では、町内の至るところで災害が発生し、今なお復旧の途上にあります。収穫の喜びを感じるべき秋には、トビイロウンカの被害で水稻の大幅な減収となっています。年末には、コロナウイルスの第3波により、ようやく持ち直しかけた経済にも暗い影を落としていますし、医療現場の逼迫した状況が連日のように伝えられています。このようなときこそ、玖珠町民心を一つにして、ワンチームでこれらの難局を乗り切っていければと思っています。

それでは、通告に従いまして質問に入りたいと思います。

この質問は、説明をするため、ちょっと前段が長くなりますが、お許しいただきたいと思います。

中津日田道路（地域高規格道路）に対応した玖珠町への影響と効果、そのためのアクセス、中津日田道路を活用したまちづくり計画、方針について伺います。

中津日田道路は、生活・産業・観光面で活力ある中津日田地域の地域づくりを支援するため、中津

港から日田市に至る延長約50キロメートルの区間を地域高規格道路として整備がされています。地域高規格道路である中津日田道路は、高規格幹線道路である高速道路を補い、路線全体として、おおむね時速60キロメートル以上で走行することができる規格の高い道路で、中津日田間が1時間以内でつながることになります。都市や農村間の連携、物流や人の交流の活性化、港湾や空港などの広域交通拠点との連結があることから、その機能と効果は、道路沿線地域のみならず、道路と連結する周辺地域へも波及効果があると言われています。

整備状況は、本年度末に総延長の約半分近くが供用開始になることが予定されています。また、山国耶馬溪間の8キロメートルを除き、残りの整備区間も工事が行われていて、近い将来の全線の供用開始が現実味を帯びています。

この道路は、九州横断自動車道や東九州自動車道と連結し、福岡市や北九州市などの循環型ネットワークを形成するものと言われています。この中津日田道路には、玖珠町を始点とする県道玖珠山国線、県道森耶馬溪線はインターで連結されますし、道路に併走する国道212号線につながる国道500号線や国道10号線、県道平原耶馬溪線などを通じて、福岡、北九州、筑豊、本州地域からの人や物の交流が増大することが見込まれています。

また、国の重要港湾中津港や周防灘沿岸の企業立地体とのつながりも見込まれ、玖珠町の経済にとっても大きな期待が持たれていますが、町はその効果をどのように把握しているのかを町長に伺います。

○議長（石井龍文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 町長にということでございますので、私からお答えさせていただきます。

今、議員より、本来ですと私どもが答弁するような内容まで詳しく説明をいただきました。人と物の動きが活発になるということは、誰もが同じふうに思っておると思いますし、そのことによって、物流はもとより、経済面、雇用面、観光面、交通面等々、非常に効果が得られるのではないかなと期待をしているところでございます。玖珠町の北の玄関口として、大きな効果が期待できるというふうに考えております。

詳しい効果の把握、そして数値的なもの等は、この後、また担当課長から説明を申し上げたいと思っております。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 町長から、物流やいろんな面で交流があるということがありましたが、午前中の企業立地の中でも物流のあれができない、だから条件が悪いんだよというような回答があったかと思いますが、そのようなものが解消される条件が整うのではないかなと思っております。

特に、県道中津山国線等から中津日田道路への連結によって、重要港湾、国際港である中津港へ1時間以内で移動することもできます。企業誘致・企業立地条件である原材料、製品等の迅速な輸送が見込まれますし、周防灘沿岸の工業集積地帯へのアクセスが向上することで、新たな工業立地による雇用の場が創出されることが見込まれます。

また、農産物等の流通圏域の拡大が期待されますし、平成29年に中津市、玖珠町にまたがる広大な景勝地、耶馬溪の歴史や文化を語るストーリー「やばけい遊覧〜大地に描いた山水絵巻の道をゆく〜」が日本遺産に認定されていますが、その構成要件である自然や歴史資産、生活、文化などの魅力ある豊かな資源を生かした周遊できる広域観光交流の活性化が期待されます。

加えて、県道玖珠山国線沿線は消防署から遠距離であり、県道の整備は、急病、事故等の緊急時に、いち早く救急車が到着し、接続する中津日田道路を経由して、医療施設の整った日田・中津市等へのアクセス時間が短縮され、救急医療面での住民の安心が高まることも見込まれます。

このように、町にとっても大きな期待がされる中津日田道路の開通ですが、玖珠町からのアクセス道路である県道、特に玖珠山国線の改良整備状況を見ると、主要アクセス道路となることが見込まれながら遅々として改良整備が進んでいない状況にあり、未改良部分が約7キロメートルあります。その未改良部分は、高低差も大きく、その多くはカーブ、狭隘な道路であり、危険であるばかりでなく、以前から観光関係者が望む森駅から森の歴史遺産、裏耶馬溪、本耶馬溪、深耶馬溪等を経由する周遊コースの設定とありますが、バスが離合できる道路でないことから断念をしなければならぬ大変残念な状況にあります。

県道の改良整備は県の所管ですが、町の姿勢も大きく影響するのだという思いから、まちづくりに大きく影響を与えることが見込まれる県道玖珠山国線の改良整備に対する町の姿勢について伺います。

特に町長は県道43号線（玖珠山国線）整備期成会設立時から顧問でもありますので、遅々として進まない理由を総括し、町として早急な改良整備についてどのような姿勢、どのような方針で対応しようとしているのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 宿利町長、自席からお願いいたします。

○町長（宿利政和君） 自席から失礼をいたします。

先ほど企業立地の話もありましたように、中津日田道路ができれば、深耶馬から行けば山移インターチェンジ、そして県道43号線玖珠山国線から行けば山国町のインターに接続がされるものだというふうに思っております。

個人的な話をすれば、私も毎日、自宅から県道43号線で通勤をしております、非常にカーブが多く、狭い部分が多いということで、県道玖珠山国線がこの中津日田道路にアクセスする一番主要なアクセス路線になるのではないかなと考えております。

私個人が就任する前から、町長という役職が期成会の顧問ということに位置づけられているようでございますが、期成会として、いろいろと今、立羽田、そして松信あたりの開業に努力をいただいている実績もございますので、今後とも、その期成会を中心に県土木等々と連携しながら、町としてもこの43号線、早期に改良、そして整備が進むように取り組んでいく基本姿勢でございます。

なお、これまでの期成会の動きとか経過等々については、必要であれば、また担当課長からお答えを申し上げたいと思っております。

○議長（石井龍文君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） 建設水道課から、県道玖珠山国線の進捗状況等を報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

県道43号線の玖珠山国線でありますけれども、全線に幹線道路でありまして、玖珠町から旧山国町の全延長が23.1キロメートルになります。うち改良済み延長は18.3キロメートルになります。改良率としましては、79.2%の改良率となっています。

今現在、玖珠工区におきましては、松信工区の残工区の改良工事55メートルを施行中であります。今後、舗装工事、防護柵工事を本年度中に発注をし、早期の供用開始を目指しているということを大分県土木事務所から伺っています。

また、立羽田工区、本年度に国土調査の登記事務完了後、道路用地の取得を開始し、その進捗状況を鑑みながら、予算や保安林解除の状況によりますが、令和3年度より一部工事着手を視野に入れていると玖珠土木事務所からの情報を得ているところであります。

県道43号線の未着工区間については、現在実施中の玖珠郡内管内の進捗状況を踏まえながら検討していくと伺っています。松信工区以外、坂の上工区、4つの工区がまだ残っているようであります。

本町にとって、この県道43号線が早期に完成することで、中津日田道路と玖珠町が結ばれ、中津市、そして東九州自動車道へ通じ、北の玄関と位置づけて、玖珠工業団地へのアクセスはもとより、産業の振興、観光面での経済的波及効果など重要性が高まっています。

今後も今まで以上に地元期成会と歩調を合わせ、早期完成の要望活動を引き続き行っていく所存であります。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 課長、そういうことは分かっちゃるんよ。調べてあるから、長々と説明をしなくて、今の状況、効果だけをちょっと話してもらえればよかったんです。今からそういう答弁をお願いしたいと思います。時間がありません。いいですか。

本来であると、1路線1事業というのが県の対応なんです。ところが、これについては、八幡地区の住民の方の署名によって1路線2事業ということができたんです。当時の濱田県議が一緒に行っていて。そのときに設計から測量から全部できて、令和元年度には用地交渉に入って、令和2年度から工事にかかるということになっていたんです。それが遅れているんです。

それから、期成会のことを話しますと、期成会の総会がなければ、活動しているかどうかというのは分かりません。もし、そういう部分、町長が顧問であるのであれば、私もいつの時期か顧問になっていましたけれども、そういうのはきちんとやはり開くようなことを顧問のほうから伝えるというようなことも必要ではないかと思います。

効果につきましては、本当にそのとおりです。みんなですていきたいと思います。

今、第6次の玖珠町の総合計画が策定されようとしています。これからのまちづくりの方針が決定されようとしています。何度も言うようですが、この中には、中津日田道路へのアクセス改善による中津港や周防灘周辺の自動車産業を中心とした企業立地体との連結による企業立地や企業誘致計画、

日本遺産やばけい遊覧に代表される豊かな自然、歴史遺産などの観光資源を生かした周遊観光計画、交流人口を生かした新たな企業創設、交流人口増に対応した対策、対応がまちづくりの大切な課題と考えられております。

そこで、第6次総合計画の中にこのことがどのように位置づけられているのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

総合計画につきましては、現在、策定作業を進めている段階ではございますが、総合計画の中では、これまで大分自動車道以外は町道をはじめ県道、国道などについて個別の路線を上げた形にはしておりませんでした。

しかしながら、玖珠町は大分自動車道の開通によりまして大分市、中津市、福岡市、熊本市などへ60分から100分圏内となり、アクセスのバランスに恵まれた土地柄だと思っております。

そして、今回、高規格道路であります中津日田道路の開通におきましては、インターチェンジは町内にはありませんが、町の中心部から中津市への様々な往来に寄与することが期待され、また、中津市や日田市への所要時間の短縮と山国川の増水の国道212号線の迂回路としての重要な道路でもあると認識しております。

さらに、先ほど来、議員さんから説明いただきましたとおり、県道玖珠山国線の整備に時間を要している状況については、これまでも期成会の皆さん等により、中学校統合によってスクールバスが円滑に通行できるようにということで、県道菅原山浦線とともに大分県へ早期改良を要望してきた経緯もあります。

今回、日田中津道路の整備によりまして、通勤通学、物流、観光など様々な面において変化が生じることが想定されます。今後、この変化が玖珠町にとってよい方向に進むように町の施策を講ずることはもちろんでありますし、大分県への働きかけも継続していきながら、総合計画への反映も適切に行いたいと現在考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 私が尋ねたのは、第6次総合計画の中にどのように位置づけするのか、どんなまちづくりにこのことで対応するのが聞きたかったんです。今までの経緯とかそういうのじゃなくて、そのことを的確に答えてほしいと思います。

もう一度聞きます。

第6次総合計画の中にこのことに対する対応を記載するのかどうするのかをお聞きます。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 前期基本計画の中で基本目標等を定めていくようにしています。

その中で、にぎわい、活気を起こすまち等の中で、こういった形、どこまで記載するかは今検討しているところですが、にぎわい、活気を起こすまち、安全・安心な、これからも暮らしたいまち等の

ところに記載していきたいと思っております。

○議長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 今からのまちづくりは、いい環境、いいチャンスの際に、それを生かすようなことを考えていかなければと思いますので、そういうことはこれからも検討してもらうことを提案しておきます。

次に、国内外において様々な功績を残した郷土の先人、特に先哲、偉人と言われた人々の検証について伺います。

玖珠町の歴史の中で、特に近世から近代にかけて、久留島武彦先生をはじめ、様々な分野で活躍された多くの先哲者、偉人と呼ばれる人々がいます。

しかし、久留島武彦先生を除けば、長野小六氏が武彦先生とともに小学校の副読本で紹介されているのみで、そのほかの人は平成13年発刊の玖珠町史下巻、人物群像で紹介されていますが、多くの偉人と言われる人々の功績やその人を顕彰することが、町として広く住民にも町外の人にもこれまでなされてこなかったのではないかと思います。

例えば、教育者であり、京都新聞の前身、京都商事迅報の創始者、村上作夫氏や、家塾、学半舎で、その村上作夫氏や、今回1,000円札の肖像になります男爵、北里柴三郎博士をはじめ、多くの門弟を育てた園田鷹巢氏、その弟で咸宜園第6代舎長を務めるなど教育に功績を残した園田鷹城氏、大審院検事、日本商船社長となった今井良一氏、近世初頭の東西交渉史の研究者で権威者であり、また、東大の学部長や上智大の学長を務めた村上直次郎博士、日露戦争で樺太を制圧した陸軍中将、男爵、原口兼濟氏、教育者の劉君鳳氏、また、釈法城氏をはじめとする仏教界や郷土の発展に寄与した村上田長氏など、多くの先人がいます。

これらの人々の功績を顕彰することは、その時代に生きた人々の思いや取り巻く歴史的環境を学ぶことで郷土に誇りを持つことができるのではないかの思いで質問をします。

そこで、これらの人々を顕彰してこなかった理由はなぜだったのかと今後検証する予定があるのかを伺います。また、予定がある場合は、どのような方法が考えられるのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 秋好社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（秋好英信君） それでは、お答えをいたします。

御存じのとおり、国内外を中心に活躍した久留島武彦氏とともに、東京外国語大学学長や上智大学学長を務めた村上直次郎氏は、玖珠町出身の先哲として大分県先哲史料館においても広く紹介をされております。

さらに、広瀬淡窓氏の咸宜園に学び、京都師範学校文学教授や森藩の藩校「修身舎」の教授となり、藩政を改革した園田鷹巢氏と玖珠川に協心橋を架け、国道210号の道路建設に尽力した長野小六氏も先哲に位置づけられています。

久留島武彦氏の意志は、まちづくりの礎として官民挙げて様々な顕彰事業を通じて受け継がれてい

ることは言うまでもありません。

また、中津市出身でありますが、玖珠郡長として中津道路を切り開いた村上田長氏の功績も日本遺産やばけい遊覧を通じて再認識されていることは御案内のとおりでございます。

玖珠町の歴史をひもときますと、そこには限りなく郷土を愛され、ふるさととともに生きた幾多の人々の苦勞の足跡が見えてきます。平成13年、先ほど議員が申されましたように、玖珠町史第9編（特論編）の第1章には、人物群像として56人が名を連ねています。その背景には、玖珠町史を作成するに当たり、町出身者で多くの業績を残された人々に光を当てようという考えの下、顕彰の成果物として町史に書き記すということで、当時、町史編さんに携わった委員の皆さんが慎重審議を重ねた結果、人選されたというふうに聞いております。

議員御指摘のとおり、久留島武彦先生以外に特段の顕彰事業は行われていないのが現状でございます。先人の功績を後世に伝えていくことは重要と考えますが、個別具体的な事業等は予定しておらず、基本的には、顕彰の成果物であります玖珠町史等を活用して各人について理解を深めていただきたく、現時点でそれ以上の具体的な妙案は持ち合わせておりません。

特に、対象人物が56人と多く、中には子孫の方もいらっしゃいますので、どのような人物を対象にどんな内容が効果的であるかなど、検証の在り方を含め検討が必要となりますので、文化財の保護審議員、あるいは社会教育委員会、歴史学級の皆さんのアドバイスも頂戴しながら検討したいというふうに考えております。

○議 長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 何か先人を顕彰するのに、各人がとか、町史に56人載っているからとか、そういうことじゃなくて、例えば私がちょっと気になったのは、村上田長氏の記念碑についても、今回問題があった鹿倉休憩舎のところにありますけれども、あのままにしておくとかいうようなこともありますし、何か人を顕彰するということに非常に後ろ向きな感じがします。

そうじゃなくて、先ほども言いましたように、この人たちを顕彰することは、その時代に生きた背景とか、その人たちがどうしてそうなったのか、教育的な立場からも十分価値のあることだと思います。そのことを社会教育課長は文化財のような感じで考えておられるんでしょうけれども、そうではなくて、教育全体、まちづくり全体の中で考えてもらうということが必要だと思います。

そういう意味で、私は教育長にこのことについてお話を伺いたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） ありがとうございます。

議員御指摘の先哲についてございますが、先ほど社会教育課長から概要を説明申し上げましたけれども、今、議員から、背景ということ、非常にポイントとなるお言葉をいただきました。

まず、その背景でございますが、郷土の先哲に学ぶ活動としまして、例えば学校教育または社会教育の面で、まずは、なぜ先哲について学ぶのか、その目的や目標をよく理解してもらうことが町民の啓発の一つかなと、また学校教育の一つかなと思っています。それは、先哲の人の行いや教えを学ぶ

ことを通して、子供たちが郷土に誇りを持ち、郷土を愛する心を養い、そして生きる力を支える心を育むことができるということで、先哲を学ぶということがあると思います。

今、背景でございますが、例えば、先ほど申し上げましたいろんな、教育の場でも大分先哲資料館が作りました資料とか、玖珠郡小学校社会部会の私たちの玖珠九重の４年生版で先哲の方々を紹介していますが、これだけじゃなくて、今後、私どもも、今立ち上げました玖珠町の未来の地域課題を担う人材育成会議で、郷土という部分がプロジェクトチームをつくっておりますので、そこで歴史とか郷土史とか、そういう自然であるとか、物である有形文化財、また人である無形文化財等の玖珠でしかないような教材を今後、学校教育等に積極的に使っていきたいと考えておりますので、そこで十分専門家などの有識者の方々から御意見を聞きながら、もう一回掘り起こしを行って活用していきたいと考えています。

そして、これは学社連携で子供から、小学校から中学校、高校、大人まで、先哲ということでつなげていきたいと考えています。これが教育委員会の役割かなと思っています。そして、玖珠を一つ、これだけじゃなくて、まちづくり、人づくり、また観光にアピールできたらと思っています。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） １番横山弘康君。

○１ 番（横山弘康君） とても前向きな言葉で、よろしいかと思います。

本当に私は、今、教育長がおっしゃられたように、ただ単に功績や人を顕彰するということは、そのことだけに終わらないと思うんです。特に、学校教育の中でしていく、それから先ほど言ったように学社連携で子供から大人までつなげるという、そして、それがまちづくりや観光、あらゆる分野で生きてくるのではないかなと思います。私は大変教育長の回答にありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、もう次の質問に入りたいと思います。

すみません、その前に、町長にお願いというより提案をしておきます。

今、教育長が言われたようなことをするときに、予算が伴うんじゃないかなと思いますが、メリハリのある予算編成の中で考慮していただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、町長の１期目の任期最後、次年度当初予算編成について伺います。

10年間近い財政の単年度実質収支赤字から財政健全化を目指した改革の途中であります。これはもう皆さん御存じのとおりであります。コロナウイルス感染拡大防止対策、7月の集中豪雨被害からの災害復旧対策など、大変な中ではありますが、どのようなまちづくり分野、どのような事務事業に財源やマンパワーを傾注しようとしているのかを伺います。

事業費や補助金などの一律カットなどという誰もがどこでも思いつくようなことではなく、どのような財源を確保するために工夫をし、また、どういう分野にまちづくりを留意していこうかとしているのかをこれは町長に伺います。

○議長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 自席から失礼いたします。

今年の2月の3月定例会の所信表明の際にも、町政の方向性というのも少しお話をさせていただいたと思いますが、基本方針だけを申し上げたいと思います。

まず、1点目は、ハード整備からソフト整備にシフトをしていく。新たな施設整備を極力抑えて、先輩方が残していただいたいろんな施設を有効活用するという方針でございます。それを活用するには、縁ゆかりを軸とした関係人口を増やしていくということで、昨日も申しましたように、福岡市南区長住、そのほかもろもろ台湾も含めて多くの方に、この玖珠町内での施設を活用しながら、いろんな経済効果等々を引き出す考え方で。

2点目は、民間活力の有効活用ということで、これはもうまさに今、T&Sさんの御協力をいただいて、デジタル化を進めております。それから、もう役場の中でいろいろ抱え込むよりも外部に委託をしようという部分で、行財政改革の方針の中で業務を外に出していく考え方。

3点目は、主に見える化ということに意識をした地域の活性化。私ども執行部もいろんなことを提案し、実行させていただいておりますし、議会の皆さんにもいろんな御意見等も賜るわけでございますが、なかなか町民の皆さんに、今、何をやっているんだ、玖珠はどういう姿なんだということを見ていただく、知っていただく、より共感していただくという部分では、見える化というキーワードを掲げながら、予算方針、新年度の方向性を構築していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 普通どおりの答えかなというふうに感じました。

ただ、そこで一つあれなのは、見える化とか、知っていただく。情報を公開することもなんですが、情報を発信することが非常に苦手なのかなと、玖珠町は。あらゆるマスコミ関係のものを見ても、うまくされていないような気がしますし、この部分とかは、いろんなマスコミの人は協力してくれるんじゃないかなと思うんです。そこに情報が発信できること、それから、今ホームページを一生懸命つくられていますが、この中にも先ほどの偉人とか言われた人たちの功績を載せるとか、そういう方法をやはり今から考えていっていただきたいと思います。

大変難しい問題だと思いますが、まちづくりの方針や財政の健全化には、住民の理解を得るための努力を惜しまないことが大切であります。そういう意味からも見える化、本当に住民のほうにたくさん情報を出して、加勢してもらい、支援してもらいという部分もしてください。それが大切じゃないかなと。これは私が思っていることでありますが、最初に話したように行政、住民がワンチームとなるための努力を惜しまないでほしいと思います。

本年もあと僅かとなりました。本年は、コロナ染拡大防止や災害など、悪いことが多くあった年がありました。しかし、未来に夢をはせる子供たち、日常の仕事に精を出す人々、玖珠町の自然のすばらしさをまちづくりに生かそうとするグループ、花手水でまちに彩りや安らぎを与えようとする人、キャンプ場の開設、起業しようとする若者を支援する人々、ボランティアに精を出す人々、様々なこ

とを次代につなごうとする人など、あらゆる部分、分野で多くの方が活躍しています。

玖珠町は多様な人々でいっぱいです。玖珠町はまだ大丈夫です。悲観することなく、頑張って、来年がすばらしいまちづくりの前進の年になることを願って、私の質問を終わります。

○議長（石井龍文君） 1 番横山弘康君の質問を終わります。

次の質問者は、3 番河島公司君。

○3 番（河島公司君） アベノマスクを取らせていただきます。

議席番号 3 番河島公司です。

いよいよ今年も師走を迎えました。年末恒例となりました 1 年の世相を漢字一字で表す今年の漢字が 12 月 14 日に発表されます。皆さんは何だと思えますか。私的には、やっぱり未体験、未経験の新型コロナウイルス、それから未曾有の 7 月豪雨、あまりにもこれが強烈なので、やっぱり「未」かなというような感じを持っております。町長、いかがですか。

コロナの影響で、町民の日、それから卒業式や入学式、日本童話祭と、あらゆる行事が中止となり、議員活動も制限される中で、今、何ができるか、一人一人が自覚を持って踏ん張っている中、豪雨災害も重なりまして、本当に対策対策に追われながらの 1 年であったような感じがします。

コロナ対策、それから水害対策に追われた町長はじめ職員の皆さんに感謝を申し上げます。まだまだ災害復旧もこれからだし、コロナ対策も第 3 波が指摘されています。新しい生活様式、デジタル化と社会の変化は避けては通れない時代であります。

でも、今話題の AI がやるわけではありません。人間がやるんです。知恵を出し合い、しっかり意見を出し合い、行政と議会が一体となって、この難局を乗り越えられるように頑張っていきましょう。新しい年はもうすぐです。皆さん、よろしくお願いします。

思いが少し長くなりましたが、今回も一般質問の機会をいただきましたので、大変ありがとうございます。

今回は、まず新型コロナウイルス対策と 7 月豪雨災害対策の影響で過去最大となる予算編成について質問させていただきます。

今年は 3 回の定例会と異例となる 5 回の臨時会が開催されました。補正予算も、この前は第 9 号でしたが、第 10 号となっております。その要因は、言うまでもなく、コロナ対策、豪雨対策です。

災害時やコロナ禍において、何より大切なことは、町民の生命と経済社会を守り、町民の不安を解消することであり、様々な対応は、未曾有の危機の克服のために非常時における必要な支出増と私は考えます。大事なことは、この支出増が真に必要なことに使っているかだと思っております。人の命を守るために使われているか、本当に困った人のために使われているのかを基本に、選択と集中で、例えばデジタル化など地方創生臨時交付金事業も、未来に、次の時代への投資となっている事業も含まれております。

ここから具体的な予算の確認をしていきます。

新型コロナウイルス対策と 7 月豪雨対策のため、令和 2 年度玖珠町一般会計の総額は、第 9 号補正

現在、125億4,300万円と、過去最大の予算編成となっています。

私なりに、3月から10月の2回の定例会と3回の臨時会で可決された新型コロナと豪雨災害対策に特化した予算がどのくらいになるのか試算をしてみました。

まず、新型コロナウイルス感染対策費です。事業費の総額は20億329万8,000円となっています。その中で一番大きいのは、国民に1人10万円を支給された特別定額給付金で、この部分が15億2,863万8,000円。これが主なものになっています。

次に、豪雨災害対策です。事業費の総額は14億6,435万8,000円となっています。

よって、新型コロナ対策と豪雨災害対策の事業費合計が34億6,765万6,000円となります。近年は、通年の一般会計の総額は100億円前後で推移をしております。前年度一般会計の総額90億1,057万円と比較して、今年、新型コロナと豪雨災害の事業費34億6,765万円が加算をされますと、約125億円となり、今年度予算規模とほぼ同額となることが見て分かると思います。

そこで、一番心配されるのは、やっぱり財政負担です。財源の確保は大変苦勞するところですが、今回の新型コロナや豪雨災害は国・県の施策に準じたもので、財源の73.53%が国県補助金となっており、残りの財源は基金の繰入れ8.75%、町債が9.6%となっています。当然ながら町独自の対策もあり、一般財源の投入も当然必要となります。これにつきまして、財源確保の立場から、どのようなことを基本に予算編成をされたのか伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） まずは、新型コロナ対策についてでございます。

15億2,000万円の特別定額給付金補助事業は除きまして、玖珠町におきましては、中小企業等・経済雇用対策、医療福祉対策、学校・子供対策、新しい生活様式に対応するための新デジタル化対策等に配分をいたしておりまして、歳出総額は5億4,225万7,000円の計上でございます。

財源内訳では、国の臨時交付金が4億4,076万6,000円交付されることとなっております。県等の特定財源が4,986万円で、その差額は財政調整基金からの繰入金として5,128万3,000円予算計上をしているところでございます。この一般財源につきましては、今後、事業費の入札減、それから不用額等の発生も想定されますので、事業の実施状況を見極めながら、できる限り交付金で充当できるように財源調整してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、次に災害復旧費でございますけれども、7月豪雨により、玖珠町では初めて災害救助法の適用を受けまして、被災をされた住民に対して最優先に各種対策を講じるとともに、道路橋梁、農業用施設、公共施設等、激震災害指定を受けまして、災害復旧事業費を計上してきたところでございます。

今回の災害関連予算につきましては、11款の災害復旧費だけではなく、3款の民生費の災害救助費、それから9款の消防費の災害対策費など、歳出総額で14億9,886万円計上をしたところでございます。国・県等の特定財源が8億7,910万円、公債費が3億8,440万円となっております。県等において、差額の2億3,736万円は財政調整基金からの繰入金として予算計上しているところでございます。

今後につきましては、特別交付税の災害ルール分の交付、それから激震災害指定による国庫補助率の上乗せ、単独災害におけます後年度普通交付税に元利償還金の95%が算入される単独災害復旧事業債などを可能な限り発行し、財源調整をしまいたいと考えているところでございます。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 私が調べたところ、まだ幾分、特に災害対策等で、町独自でやられた部分もありますので、増えているようなところがあると思っています。

今年3月の定例会の中で、今年度の当初予算の編成方針がありました。その中で、厳しい財政状況の中、行財政改革に今まさにスタートし、経常経費の削減に取り組みながら、限られた財源の中で重要な事業については予算措置をされ、努力されている予算編成になっていると私は感じております。

そこで、課題は財政調整基金の確保と町債残高の返済計画であると思っています。その問いに担当課長から、行政プランに沿って財政調整基金の令和7年度の残高について7億円を目標とする、それから、経常収支比率については将来的に2.5%程度の悪化を防げるように取り組んでいきたいという答弁がありました。

そこで、今回の新型コロナウイルス感染対策と豪雨災害対策が基金の確保や起債返済にどのくらい影響があるのかを伺いたい。また、予算編成の基軸となる政策3か年計画等に変更が生じるものなのか、その分についても伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 本年度の財政調整基金の残高は7億から8億円程度を確保できるというふうに考えておりますが、今後の玖珠町におきます財政見通しは、新型コロナウイルス感染症拡大による地方税収の減収が見込まれますとともに、本年度、国勢調査が実施されたことによりまして、普通地方交付税の算定基準でございます人口の減少に伴う大幅な減額が想定されるところでございます。

加えて、本年度実施いたしました新型コロナ関連対策事業の継続、それから、7月豪雨で被災した農地、道路橋梁等の復旧復興にさらなる予算の追加が懸念をされますとともに、災害復旧事業債の後年度負担も増加することが予想される状況でございます。

このような状況の中で、行財政改革により持続可能な自治体への転換が必要不可欠であるというふうにも考えておりまして、効率的、効果的な行財政基盤を構築するとともに、事務事業の徹底した見直し等を行いまして、さらに政策の選択と資源の集中、経常経費の削減に努めながら、財政調整基金の残高を何とか確保していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 私のほうから、政策事業3か年計画につきましてお答えさせていただきます。

政策事業3か年計画につきましては、玖珠町総合計画の実施計画という位置づけにされております。毎年度、総務課財政班から投資可能一般財源額が示されます。その範囲内で事業採択を行っておりますが、今年度行った来年度の事業、令和3年度は、新型コロナ対策や豪雨災害対策を優先させるため

に、事業実施年度を繰延べしなければならない事業が多く出ているところでございます。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） そうなると思います。

政策3か年について、これを基本に来年度の当初予算を組んでいくわけですから、来年度にはやっぱり影響が出ているのではないかと思います。

今ありました財政調整基金ですけれども、基金の種類の中には、今言われた財政調整基金、年度間の財政調整のために設置される基金ですけれども、それから減債基金、地方債の償還を計画的に行うために設置される基金、それから特定目的基金、1、2、先ほどの2つ以外の特定の目的のために設置される基金等があります。

その財政調整基金ですけれども、自治体が財源不足や緊急の支出が生じた場合に備えて貯金として積み立てるもので、財源の余裕がある年度に積み立てておき、災害など必要やむを得ない理由で財源不足が生じたとき、年度に活用するとされております。その趣旨からいきますと、今回の繰入れは最優先の妥当な措置であったと私も思います。

決算のときによく説明されますが、基金残高を維持するために、その基準として、財政調整基金残高を一般会計当初予算額の10%を目標として積み立てるとされております。この点については、地公法で決算剰余金の全部または一部を積み立てるよう、それから地方財政法の中でも、決算剰余金の半分以上を財政調整基金として積み立てるように明記されています。

そのことを確認した上で、話を戻し、新型コロナウイルス感染対策の影響ですが、財政調整基金の取崩しの状況が全国47都道府県で発生をしております。本年度に入り、新型コロナウイルス感染症への緊急対応などで3分の1近くまで減っております。取崩しが続くと、教育や福祉といった生活密着の分野に十分な財源を充てられなくなるおそれがあり、自治体の今後の財政運営に不安が考えられます。

具体的な数字ですけれども、47都道府県の財調残高は、2019年度末の決算時点で1兆9,160億だったのが、2020年9月末時点で65.5%減の601億まで落ち込んでいます。取り崩した1兆2,559億円のうち、1兆318億円がコロナ対策によるものとなっております。

取崩しが最も多かったのは、2019年度末の残高が9,345億円と突出して多かった東京都の8,312億円で、89%の取崩しとなっております。ちなみに、大分県は2019年度末102億円が2020年9月末時点残高が35億円ということで66%減となっております。コロナ対策の取崩しは、そのうちで40億円となっております。

そこで、玖珠町の財政調整基金の残高と取崩しの割合はどうなっていますか、伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 令和3年度の決算剰余金の積立額を勘案いたしますと、令和元年度末残高が9億2,706万5,000円となっております。剰余金積立と本年度の第10号補正までの取崩し額を差引いたしますと5億5,342万5,000円となっておりますが、今後の普通交付税の伸びと特別交付税の上

乗せ分を加味いたしますと7から8億程度の残高は確保できるのではないかというふうに考えております。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 割合としては、どのぐらい取り崩したかな。9億円が5.5億円になったということか。そうですね。はい、分かりました。いいです。

そこで、本来の財政調整基金の確保になりますが、年度末決算からどのぐらいの返済を見込んでいるのか。先ほど言われたのが7億円から8億円ということ。これがそうですね。分かりました。

それから、令和7年度の財政残高が7億円の目標については、目標としてはもう変更は生じないんですか。分かりませんか、今。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） すみません。先ほどの割合としては59.8%程度でございます。

目標といたしまして7億程度というふうに申し上げましたが、可能な限り積み増しを想定に向けて努力を重ねたいと考えております。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 次に、国庫、それから県の補助金についてですけれども、年度末の精算となるので、補助金の減額とならないことをぜひ期待したいと思います。それから、年度内の対策はまだまだこれから想定されますので、財政運営上、繰入れ、それから借入れもあると思いますが、その辺を十分注意を払いながらよろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、最初に述べましたように、春からこれまで安全対策、経済対策の早急な行政対応を大いに評価はしております。まだまだこれから対策は続くことが予想されます。

そこで、町長に災害復旧の見通しと新型コロナウイルスの見通しについて見解を伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） お答えいたします。

災害復旧の本体工事は、これまでお答えをしてきましたように、向こう3年間の中で工事は解決できるものだと思っておりますが、その費用総額は大体二十五、六億円が想定されるんじゃないかなと思っております。時間と経費がかかる部分だと思っております。いずれにしても、一年でも早く早期復旧に取り組んでいきたいと考えております。

新型コロナウイルスにつきましては、今、第3波というような声が上がっておりますように、安心・安全に心がけながら、まずは感染しない対策に全力を注いでいきたいと思っております。ワクチンの開発等も来春にはということでございますし、そのワクチンに対する経費についても、今、国が検討しておる状況でございますので、それに見合った対応をしていきたいと思っております。

いずれにしても、豪雨災害の災害復旧が三、四年、そしてまた経費については、その後も影響が出てくるのではないかなと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 3 番河島公司君。

○3 番（河島公司君） まだいずれにしても長くなることが予想されますので、皆さん、ぜひ努力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

これより、今回も教育長と熱い思いについてやり取りをしていきたいと思います。

次に、限らない将来を持った子供たちを大切にするまちづくりについて一緒に考えてください。

この質問に当たり、玖珠町の年代別人口構成はどうなっているのかと思い、調査をしました。

令和元年10月1日現在の調べです。

まず、ゼロ歳から5歳ごとでいきます。ゼロ歳から14歳まで、中学生までですけれども、年平均に直しますと111人、15から19歳までが130人、20代の人126人、30代の人139人、40代の人165人、それから50代の人177人、60代の人244人、70代230人、80代142人となっております。

この数字から見られるのは、60代から70代の世代が圧倒的に多いことが読み取れます。この数字は現在の数字ですから、亡くなられた方、それから町を出られた方もいますので、もっと多かったと推測をされます。

人口の推移については、御存じのとおり、4か町村合併が玖珠町が誕生した昭和30年で、学区ピークで2万8,622人だったんです。今年9月現在が1万5,028人、対比にしますと52.5%まで減少しています。全国的な少子高齢化、過疎化で、しょうがない思いがちですが、町長にぜひ聞いてほしいんですけれども、状況が変化しております。新型コロナウイルスの影響で、東京の一極集中ではなくて地方を見直す動きが起きております。ぜひ町長に、このことも頭に入れながら一歩踏み出すチャンスと思って提言をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

中でも特に気になるのが少子化ですが、年少人口がピークの昭和55年が5,229人でした。1年前の数字で1,668人と大きく減少しています。今年5月1日現在の玖珠町内の小中学校の児童生徒数は、児童数が696人、生徒数が354人となっています。子供が減っていることは大変残念ですが、私は昔も今も子供の価値観が変わるものではないと思っています。玖珠町の、それから日本の未来を背負うのは、紛れもなく子供たちです。

久留島武彦先生の教えは、まさに子供が育たなければ日本の未来はないと言っています。そのためには、子供に魂を入れるのは身近な大人であるという久留島武彦先生の言葉がとても大事になります。この言葉には、学校で教員が教えることだけが私は先生ではないと思います。家庭で、やっぱり家族であり、地域でおじいちゃん、おばあちゃんであり、それから私たちみたいにスポーツや文化の指導者としても、その子に関わる大人がみんな先生ですよと言えるような立場だと思っています。

年少人口が減る中でも、子供たちに向けて、夢、希望の大切さを先生の最たるものであります教育長から語っていただきたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 最初に、子供たちに向けての夢、希望の大切さでございますが、今、河島議

員さんから少子化の非常に厳しい状況、人数を詳しくお知らせいただきました。

本当に今、河島議員さんが言われたように、子供を育てるのは学校だけじゃないということを念頭に置きながら、これまでもコミュニティ・スクール、地域とともにある学校づくりで皆さんに必ず申し上げてきたんですが、子供たちは我々大人が未来を託す次のランナーであり、地域づくり、人づくりからも子供は地域の宝だと言ってきました。そのためには、地域の皆様が全ての子供たちのために、未来へバトンを渡すために、どうすればいいかということを、常に将来、すなわち未来志向で、他人事でなく自分事として行動していくことが、現在、我々がこうして生活できている私どもの大人として、また人としてのミッションではなかろうかと感じます。それが子供たちの未来に希望を与える大切なものと考えております。

そして、子供たちがグローバル化、また情報化等より、将来の変化を予測することが非常に困難な未来が来ると言われています。子供たちが幸せでそして豊かに生活できるよう現時点で最大限の支援を行っていくことが、私どもの大人としての務めではなかろうかと思っています。そうすることによって、子供たちの未来や希望が現実のものとして見えてくるのではなかろうかと感じます。これが思いです。

○議 長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） ありがとうございます。思いは一緒であります。

ここから、事例を挙げながら質問をしたいと思います。

童話の里、ここでしかできない久留島武彦文化の継承について考えを伺います。

人が人として共に生きていく上で大切な教え、信じ合うこと、助け合うこと、違いを認め合うことを子供たちにどう教育の現場で継承していくのかも併せて伺いたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 久留島武彦先生の文化をどう現場で継承していくかについてでございますが、今、議員が、信じ合うこと、助け合うこと、違いを認めることということで、これを桃太郎主義ということで先生は言われていますが、人が人として共に生きていく上で、心をつなぎ、仲間と力を合わせ、そして相手の立場を理解して思いやりのある心を持つことを教えてくれています。これは今の人として一番大事なことでなかろうかと思っています。

また、先生は最後の講演で「狼に育てられた二人の少女」のお話をしています。人は教育によって初めて人になるということを強く訴えています。改めて、子供たちの成長過程における私たち大人の果たすべき役割を先生が語ってくれている名言ではなかろうかと思っています。

また、先生の名言の中に、「子供は砂場で育つ」ということがございます。この言葉は、砂場は体験の場として、砂で何かをつくろうとするとすぐ壊れます。そして、何度も繰り返す。そうすることで、集中力と忍耐力が高まり、また、友達と一緒に何でもつくり出せるという遊び、無限大に広がっているということでございます。これも創造力が培われ、砂の感覚や目的意識、達成感などを友達と共に共有できる、役割分担していると思っています。力を合わせて共同作業を行うということで、協

調性や社会性を学習する機会となると思います。

このような久留島武彦先生の教えを私どもは副読本「久留島武彦名言集」等を学校教育に活用するとともに、来年2月に日出生小学校で行うんですが、各種団体の御支援をいただきながら、久留島流すき焼きを子供たちに学校給食で提供しながら、そこで久留島記念館の金館長から久留島先生のことについて子供たちだけでなく地域の方々にも講演をいただくようにして、玖珠でしかできない、玖珠だからできる心の教育、また、久留島先生の教えを子供たちから大人まで、心の教育を礎にということで教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 次に、伝統文化の継承を学校教育と連携できないかについて伺います。

私は以前、社会教育の研修で沖縄を訪問したことがあります。その際に、沖縄民俗芸能の集いに参加する機会がありました。沖縄民謡エイサー等の舞台発表でした。発表したのは、地元の沖縄県南風原高校郷土芸能部の皆さんでした。南風原町にある高校で、学年300弱名の生徒数で郷土文化コースを設けています。今年も県の総合文化祭で優秀賞を獲得し、来年の和歌山で開かれる全国大会に出場することにもなっております。学園祭とか体育祭でもこういうことを取り入れているようであります。子供の頃から沖縄の民俗芸能の継承のすばらしさが如実に表れています。

そこで、玖珠町はどうですか。どうすべきですか。

前回の9月議会でも質問しましたが、伝統文化の継承で小中高校での取組ができればと考えております。地域の楽の継承、神楽の継承、山路踊りの継承、盆踊りの継承がその対象となると思います。高齢者が町の人口の38%を占める玖珠町では、今ならばこの継承は十分に可能だと思います。

教育長は、以前、玖珠中学校の校長時代、コミュニティ・スクールの活動を広め、玖珠地区の供養盆踊りを地域貢献活動として取り入れられたことがあります。学校教育と地域の連携の取組について、教育長の考えをお聞きます。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 議員から今御指摘がありました南風原高校は、私も文化祭で拝見させていただきました。

学校教育と伝統文化の継承ができないかということでございますが、まず最初に、原点に振り返って考えなければいけないことがございます。それは、先ほど横山議員さんのときにもちょっと回答しましたけれども、改めて伝統文化の意義と狙いでございます。それが学校教育の狙いとどうマッチングするかということでございます。地域の伝統文化によって子供たちにとってどのような教育効果が生まれるかでございます。

郷土の優れた伝統や文化に関心を持ち、理解を深めるとともに、それらを尊重する態度を育てることは、日本人としての自覚を持ち、国際社会においても主体的に生きていくために必要なことであり、ここに伝統文化教育の狙いがあると考えております。

また、郷土の歴史や地理、偉人について学び、郷土学習について小学校から取り組むことは、地域の歴史や文化、そして先哲の活躍を学ぶことで、玖珠町に愛着や誇りを持つことにつながると考えております。

具体的には、本当に地域固有の伝統的な文化や生活習慣などについて、実際の姿や今まで引き継がれたことの意義を理解していただいて、そこから関心を持って、進んで継承・発展させていこうという意欲、態度を育てることと、地域の文化的な、伝統的な実態について具体的な、地域で経験して事象を学ぶということ、調べたりすることに積極的に関わりながら行っていくことが伝統文化教育ではなかろうかと思っています。

単に知識を習得させるということではなく、伝統や文化の意義や歴史的な背景などについて考えて、そこから表現する能力を育成することや、学習の成果を自ら生きながら、そして結びつけ、自分で考えてすることを目指しています。

伝統文化の狙いは、3点ございます。理解、態度、能力の3つ要素から構成されていると思いますので、これらを一体的に身につけることが非常に大事かと思っています。

また、日本で特に求められていますグローバル人材の育成についても、郷土の歴史文化について外国の方々にきちんと語ることができるかどうか非常に重要なものと考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） いいですよ、教育長、少し長くなっても。思いは分かります。

本当に、こういう郷土の文化というのは、人間形成の上でも地域で交わることは非常に大事ですし、それから地域の活性化にもつながると思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

このことについて、玖珠美山高校は県立ですけれども、私は玖珠町の町議会議員でありますので、なかなか県立のほうに物申すことが少ないんですけれども、県立高校のほうに働きかけはできないものか、それについて伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） もう少し短く申し上げます。

議員御指摘の高校への郷土文化の継承とかでございますが、美山高校の生徒の皆さんの大半が玖珠郡内の小中学校で学んで育った子供さん方でございます。せっかく小中学校で学んだ郷土の歴史や文化が高校で絶えることのないようにしなければならぬかと思っています。

例えば、玖珠町の伝統的な山路踊りについて、毎年、美山高校は体育祭で保存会の方々から御指導を受けながら踊っていただいているということでございます。この玖珠地区で伝承された山路踊りや町内の各地域で行います楽とか神楽とかを未来へと引き継いでいかなければならないと考えております。

そのためには、玖珠の未来を担う子供たちへの伝承が重要な課題と捉えておりますので、改めて、小中高の連携の中で一つ、一本化した何か共通のある、例えば山路踊りを小学校から高校までやると

かというようなことを学校教育の教育課程等、または総合的な学習等で入れながら、つながりのある、連携のある伝統の継承ということを取り組むよう高校側にもお願いしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） ありがとうございます。

次に、次も高校との連携も含めて町を挙げてのスポーツ連携について質問したいと思います。

事例を挙げます。四国にある宇和島東高校の事例であります。現在は、あらゆる高校競技スポーツで全国大会が開催されています。その一つ、全国高校サッカー選手権大会というのがあります。宇和島東高校は、全国優勝の実績を持つ強豪校であります。そこには町を挙げての仕組みがありました。

スポーツには、子供たちの心身の鍛錬とルールを通しての社会性の育成が大きな目的ですが、併せて地域活性化も大きな目標の一つです。全国で、おらがまちの活躍に大きな期待をかけられています。例えるならば、勉強で東京大学に入学するぐらい、スポーツで全国大会に出場することは価値を有していると思います。

宇和島で取り組んだのは、サッカーの子供たちから高齢者世代までの世代を超えた交流でした。競技の現役を終えたOBの皆さんが競技を始める幼児の指導に当たり、幼児からジュニアの世代の交流、それから小学生を相手に中学生が、それから中学生を相手に高校生が、高校生を相手に地元の社会人クラブが、毎週週末になると同じグラウンドに集まり、合同練習をすることでレベルアップを図り、町を挙げて応援する体制が町全体に浸透した結果でした。これこそが、大都市でなくても、小さな町でも全国で活躍できる唯一の手段なんです。

もうかなり前になりますが、同じようなことが高校野球でもあったのを皆さんは覚えているんじゃないかと思います。四国、徳島県に池田高校という、さわやかイレブン、やまびこ打線で全国に名をはせた強豪校がありました。それを率いた蔦文也監督の有名な言葉があります。山あいのまちの子供たちに一度でいいから、大会、これは甲子園のことですけれども、大会を見せてやりたかったんじゃない。まさにこれがまちづくり、地域の活性化だと私は思います。私はそれを見たときに、こんな小さな町でも第2の池田町になれるのは玖珠町だと夢を追ったことがあります。夢に手が届くまであと一歩まで行きましたけれども、ベスト4で破れることになったのは、今でも残念で仕方ありません。

そこで、2つの提案です。

1つ目は、一村一スポーツのホッケーのまち玖珠の活性化です。玖珠町のホッケーの歴史と環境は、どこにも負けないものがあります。ホッケー競技の強豪県といえば、奈良県の天理、それから岐阜県の各務野、岩手県の沼宮内、富山県の石動、島根県の横田、栃木の今市、福井の丹生、それから滋賀の伊吹などが有名です。どこもホッケーのまちとして有名です。そして、どこもホッケーの専用競技場を持っています。大分県の玖珠もここに名を連ねていいところですが、いま一つ強化が遅れております。事例として挙げた宇和島の取組ができるのは、まさに玖珠のホッケーだと私は思います。

玖珠のホッケーには、これまで輝かしい歴史、伝統を築いた多くのOB、OGがいます。この人た

ちがジュニアに関わり、ジュニアと高校に関わり、高校と青年チームに関わり、メルヘンの森スポーツ公園ホッケー場で強化を図ることで、全国の強豪チームが玖珠に必ず訪れるようになります。そして、必ずや日本代表やオリンピック選手が誕生すると確信しております。それこそが、まちの活性化につながります。

11月16日に行われました九州高校新人大会で、玖珠美山高校が男女共12月に岐阜で開催される全国選抜大会の出場権を獲得しました。2008年、大分国体で盛り上がったホッケーが、近年停滞していましたが、今、選手も増え、盛り返そうとしております。町民が関心を持ち、応援することで、選手たちの強化ができ、全国のホッケーのまちとなれる日が期待できます。

今定例会に大分県ホッケー協会から14年を経過した人工芝の張替えの要望も提出されています。多額の経費を要します。私は、ホッケー協会には投資効果を上げるために強化を図ってもらうことを期待しております。

2008年の大分国体から13年、いま一度、強化に向けて、ホッケーのまちとして町を挙げた支援をお願いしたいのですが、考えを伺いたいと思います。町長でいいですか。

○議長（石井龍文君） 宿利町長、自席より。

○町長（宿利政和君） 自席より失礼いたします。

ホッケー協会の方々は、先般要望にお見えになられて、グラウンドの芝張りのことについてお話もいただいたところです。年間通じていろんな活動もされていますし、先般もメルヘンの森スポーツ公園ホッケー場のところで6人制のホッケー大会が開催されまして、小さい年代の方から大人の方まで幅広く今普及がされているのは、もう御存じのとおりであります。

ホッケーのまちというのを一つの切り口として、議員がおっしゃったように町を挙げてやることは、大変素晴らしいことでありますし、真剣に前向きに考えていきたいと思っております。

ただ、ほかの競技協会、それから実践者の方から見て、なぜホッケーだけなのかというような部分の声が逆に出てこようかと思しますので、その辺の調整もあろうかと思えます。前向きにそこは考えていきたいと思しますので、いろんな協会、そしてまた議員各位にも幅広く御支援を賜りたいと考えているところでございます。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） これについては、教育長の気持ちも聞いてみたいと思います。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 御案内のとおり、美山高校は町内唯一の高校でございます。まず、今月22日から岐阜で開かれます高校選抜ホッケー大会に、ホッケーのチームが男女ペアで、アベックで出場できることは、本当に玖珠町を挙げて喜ばしいことと思っております。

ホッケーのまちづくりでございますが、私は11月29日にメルヘンのほうでありましたホッケー6人制大会に出席させていただきました。会場に行くまでは、6人制のホッケーと申しますと、国体選手やら高校生がやる6人制かなと思って行ったんでございますが、ところが、会場に足を踏み入れた感

じですが、小学生から高校生、そして社会人、24チームが参加していました。延べ200人が集まっていました。そこで役場の方々のチームも3チーム参加していました。そして、その日に、今日が初めてスティックを握るという人もおりましたし、元オリンピック選手もいる中で、同じフィールドでプレーし、役場の職員も混合チームと一緒に参加しながら、その会場の雰囲気は、休日に公園で赤ちゃんを抱いて親子でピクニックするような気分で、皆さんが参加していました。

また、職場の皆さんが男女を問わず、合同混成チームで趣味のスポーツ、レクリエーションを楽しむために集まった、非常に和み空間を感じました。これは何だという感じの雰囲気でございまして、こういう雰囲気は競技大会で初めて感じたところでございます。これぞ本来の生涯スポーツの究極の姿ではないかなと感動しました。その日を機にホッケーのまちの芽吹きができたんじゃないかなと確信した次第でございます。

ホッケーのまち玖珠が充実していくためには、まちづくりと人づくりの視点で、やっぱり小学校から一般の大人まで継続した生涯スポーツとして、また、小学校から未来のオリンピックを目指すためのトップアスリートの育成へと、美山高校が全国大会に活躍する強豪校となるために、教職員の先ほどありましたように働き方改革、学校の部活動問題もございますように、これからはその改革の中で、地域スポーツクラブへの移行検討も町を挙げて御支援していかなくちゃならないかなと、一つ課題を感じたところです。

これからも教育委員会としましては、各種スポーツを推進するとともに、子供たちの健全育成、また町民の皆さんの健康増進に、ホッケーとともに他のスポーツも支援していきたいと思っています。

以上です。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 大変ありがたいですけども、本当に町を挙げて支援する体制がないと、そこにたどり着くことは難しいです。

それで、本当に町を挙げてやることによって、まずホッケーを知らなかった町民の方も一緒に、じいちゃんばあちゃんが応援する体制ができると思います。それが町の中に広がったときに、もう本当にホッケーをする人は町の中でいいかげんなことはできんことになるんですよ。ホッケーのスティック持ちちょっと、あんやつは悪いことしよるというたら、みんな応援してくれんとです。そんなことを考えたら、町がそういう姿勢を前に出してくれたら、町民の方がそういう姿勢が取れるようになりますので、そのことをぜひお願いしたいと思います。

もう一つ提案をします。私は玖珠美山高校が開校してから定員割れと存続がとても気になっております。この問題解決のためには、野球部の強化を図り甲子園の常連校にすることだと感じるがよくあります。そのためには、中学校、高校6年間を通じて強化を図ることを提案したいんです。

最近の甲子園の出場校の傾向として、中学から仲間が地元に残り甲子園を目指すケースが多々あります。ぜひ町が支援する考えを示し高校側と協議してみてもはどうでしょうか。町外からも選手が集まり、町内の空き家を利用することや、玖珠に、九州の競合校が花林かいぞくスタジアムに来るように

なり、町民の楽しみも増え、町の活性化につながるはずです。これについて、町長、教育長なりの考えがありましたら伺いたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長、自席で。

○町 長（宿利政和君） 自席から、時間もございませんので、要点だけ申し上げたいと思っております。

私も河島議員の考え方とは全く同感でありまして、公営塾によって難関大学を卒業するという、いわゆる出口部分の魅力と、それから定員割れを起こしております入学部分の増ということ考えたときに、やはりスポーツを通じた学校の魅力づくりというのは非常に重要だというふうな位置づけから、就任して半年後だったと思いますが、大学野球の侍ジャパンの前コーチの野村昭彦さんのお力をいただきたいということで、議員各位の採択もいただいて、一部助成金も出しながら、そのような指導を受けてきたところでございます。

今ちょっとコロナウイルス対策等々で、なかなか足が運べないという状況を聞いておりますが、野村さんいわく、先ほど言われましたように中学生、そして高校と一貫して強化をすること、そしてまた、高校卒業後はいろんなルートを使って大学野球のほうにも紹介することができるということで、その児童生徒が生涯を通じて、そういった野球の経験ができるようにというようなことも含めて、紹介を申し上げたところでございます。

その意味では、甲子園も一つの夢でございますけれども、野球というスポーツを通じていろんな、人間形成等も含めて進めていくことが大事かと思っておりますので、野村昭彦さんが、またコロナの後、来ていただけるかどうか分かりませんが、同様の強化を考えていくのは重要なことかというふうに思っているところであります。

○議 長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） まずもって、河島議員におかれましては、小学生、中学生の野球部の指導者として、長きにわたり子供たちの健全育成に御尽力いただいたことに、教育委員会としまして感謝申し上げます。

議員から御指摘のように、以前、河島議員が育てました中学生の中から、県内の高校で数多く甲子園を経験した教え子を輩出しています。また、森高校野球部に河島議員が育てたボーイズの選手が十数名一度に入学したときは、見事に県春季大会で優勝した実績もございます。やっぱり玖珠で生まれた、玖珠で育った子供たちが、玖珠の高校で学び、そして全国大会で活躍することは、我々町民の願いであると思います。町の活性化につながり、町民を元気にする源であると考えております。

そのためにも、先ほど議員御指摘のように小中高一貫した指導が、ホッケーもそうですけれども、野球もできたらということで、教育委員会としましても、美山高校、そして県教育委員会と連携しながら、美山高校の魅力づくりに今後も努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議 長（石井龍文君） 3番河島公司君、残り4分です。

○3 番（河島公司君） ありがとうございます。

ぜひ私もできることは身を削ってでも応援したいと思いますので、よろしくお願いします。

今回、子供たちと目指すまちづくりをテーマに質問をさせていただきました。子供たちの夢を応援することで、みんなで支えるまちづくりをすることで、子供たちの元気な声が聞こえる、それから、じいちゃんばあちゃんの元気な声が聞こえる、すばらしい童話の里づくりの実現ができると期待しております。

最後になりますが、今議会の一般質問の質問者のほとんどの人から聞かれた言葉があります。それはスピード感を持ってです。このことは、議員として強く要望してきたことが取り組まれていないジレンマだと私も思います。執行部の皆さんは、しっかり考えてもらいたいと思っております。

今年最後の議会で、今年最後の質問の機会をいただき、ありがとうございました。もうすぐ新しい年を迎えます。今年一年、みんなで踏ん張った絆は、きっと来年、大好きな玖珠町に明るい希望をもたらすと信じて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 先ほど議員からの御質問で、財政調整基金の取崩し割合という質問をいただきました。私のほうが残高の割合をお答えしてしまいました。申し訳ございません。正しくは、財調の取崩しの割合につきましては40.3%でございます。訂正させていただきます。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後2時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年12月10日

玖珠町議会 議長 石井 龍 文

署 名 議 員 衛 藤 和 敏

署 名 議 員 松 本 真由美